

六 当用漢字字体表の問題点（林 大）

文部省の国語シリーズ53として刊行されたものである。全体の構成は、まえおき、字体の標準、活字字体の整理、当用漢字字体表、字体の構成から成っており、巻末には、付録として当用漢字字体類形表が載せられている。当用漢字字体表について具体的な解説を施すことが本書の目的であるが、当用漢字字体表に至るまでの字体の標準にかかわる、日本及び中国の歴史的経緯（特に、明治四十一年の「漢字要覧」から当用漢字字体表の基礎となった「活字字体整理案」に至る国語施策の経緯）や字体の構成要素としての基本点画の問題などについても述べられている。

「当用漢字字体表」の章では、同表の「まえがき」にある「備考」及び「使用上の注意事項」について、具体例を挙げながら詳説している。例えば、「備考」の二の三の例、「(1) 点画の方向の変った例」にかかわって、「半」のごとく、「ハ」が「ソ」になったものは、「判伴畔」のほか、「券」「勝騰騰」「巻圈」「幣弊」「肖削消硝鎖」「平坪評」など、…中略…「羽」の例は「翌習翼翁扇弱」など（これを「曜」「躍」に及ぼさなかったことに非難があるが、この2字について別体として書道の慣用をとったのは、字画の細かい部分であり、また「翼」のごとくには羽の意味があらわでないからである。）というような説明が加えられている。

本資料集所収のものは、国語シリーズ53（B6判、光風出版、昭和三十八年十月五日発行）からでなく、同シリーズを覆刻した「覆刻文化庁国語シリーズ VI 漢字」（A5判、教育出版、昭和四十九年三月一日発行）に収められているものによった。収録に当たって拡大（一四一％）した。なお、国語シリーズは、文部省が「国語の改善と国語教育の振興に関する施策を普及徹底するため」に逐次編集・刊行（昭和二十五年十二月に第一冊発行）してきたものを、文化庁がその発足後に引き継いだもので、「ことば」シリーズの前身に当たるものである。

当用漢字字体表の問題点

林

大

刊行の趣旨

国語シリーズは、国語の改善と国語教育の振興に関する施策を普及徹底するため編集するものです。

このシリーズは、国語問題編、国語教育編、国語生活編、国語教養編および資料編に分け、問題編は主として国語審議会の発表した事がらを、教育編は国語学習に関する事などを、生活編は国民の言語生活に関する事がらを解説するものであり、教養編は一般の国語教養を高めることを、資料編は国語改善と国語教育に関する基礎資料を集録することを目的としたものです。

すでに問題編は12冊、教育編は15冊、生活編は5冊、教養編は8冊、および資料編は2冊を刊行しましたが、今後もひきつづき各編にわたって刊行する予定です。

この本は、問題編の13冊目として、「当用漢字字体表の問題点」について、国立国語研究所第1研究部長林 大氏に執筆をお願いしたものです。

昭和38年3月

文部省調査局国語課長 白石大二

目 次

まえおき	256
字体の標準	260
活字字体の整理	271
当用漢字字体表	278
まえがきの〔備考〕	284
まえがきの〔使用上の注意事項〕	300
字体の構成	318
字体部分	318
基本点画	327
付録 当用漢字字体類形表	345

まえおき

漢字とは何か。われわれは、文字としてかたかな、ひらがなやローマ字のほかに、漢字を持っているわけであるが、文字の中で漢字というものを区別して定義することは、音声の中で子音というものを定義するほどにも、かんたんにはいかない。しかし、日常われわれは漢字というものをほとんどまちがいに識別しているし、また実用的には当用漢字というような限定もあり、『^{こうき}康熙字典』をはじめ『大漢和字典』のようなぼう大な字書が、漢字だけを、極力その範囲を広げて登録している。これらの漢字は、その用法上の特色として、かなやローマ字が、それぞれの1字1字をとってみれば、言語をその音の方面から表わすのにあずかっているだけであるのに対して、漢字は、1字だけをとっても、言語としてのあるまとまった意味をもつ特定の単語または造語成分を表わす。この用法は表語というべきもので、表意というのとはあたらないと考えられる。(ただし、日本語では、たとえば、「美」の1字に、「うつくし」「うるわし」「はし」「よし」「ビ」というような、日本語としてのいろいろの読み方があるように、意味の同一または類似で許される限りの単語が漢字1字に連合しているので、われわれは意味を中心にして考えやすい。また、漢字の字形の部分的要素については、意味そのものを直接に考えなければならない場合もある。たとえば、へんや、かんむり等としての共通部分などは、意味に深い関係があり、ことにいわゆる会意文字は、その構成要素のそれぞれに意味を考慮することができる。けれども、1字1字としてのまとまりについて見るならば、意味だけが表わされればよいのではなく、何らか読めなければならない、ある意味のまとまりに対応する音声形式を、読み方として持っているはずだ、とわれわれが考えていることも、事実である。以下の記述では表意ということばも用いるが、漢字の性質としては表語文字というべきである。)

漢字の本体は、その目に見える形にある。その一々の形が、慣習として制

度として一々の語に連合して、その形を見ればその語が思い出され、その語を書くとなればその字形が浮かぶわけである。その慣習は、中国の古代に起こり、中国の古代人がその言語をしるすためにその字形を定めたのであることは、今さら言うまでもない。今われらが認めうるのは、殷時代の遺物がその最も古い資料群をなしているが、それらの形は今の漢字の形に比べて相当な違いがある一方、語への連合のしかたについても、一まとまりとして見られる字形が、当時は、また起源的状态においては、必ずしも後世のように一つの単音節の単語に連合してはいなかったのではなからうか。漢字は、字形そのものについて、またその連合している語について、またその連合のしかたについて、中国ですでに時代的变化を持っているものである。

しかし、この本では、漢字の本体である形、それも現にある形の形づくりについて述べるのが目的で、形の変化や、語との連合関係などについては、ごく必要な範囲でだけふれることにする。

今日の毛筆書道では、『五体字鑑』というような字書があるように、大まかに篆隸楷行草の各書体を区別することができる。ある一つの作品は、篆ならば篆で、草ならば草で終始一貫するのが普通であるが、この五つの書体の間には、形の上ではほぼ明らかな差別がある。この差別は、主として筆づかいの違いから生じたもので、ある1字について5体を比較すると、見た形がはなはだしく違っている。しかし、起源からいって同一の字形の変異であると知られ、かつ習慣としてその字形の作り方がごく概略に5体対応していると思われる。われらは楷書を知っていると、隸書ふうに書いて見ることができ、また往々自己流にはあるが、くずして草書を書いたつもりになる。現代人の多くの人の書くという生活活動の中では、毛筆を離れて楷行草の3体もしくは楷とくずしとの2体が行なわれているとあってよからう。これに対して篆隸の2体は、現在は、特殊な場合にしか用いられない、擬古的な書体である。そのうち篆は、本来、毛筆発明以前の書体の模倣であると思われるが、われらは、石にまで毛筆の筆あとを見ることができるような遺品が作

られた時代以前に、毛筆が書かれた文献の実物を伝え得ていないのであるから、竹帛上の文字がどのような形であったかを確実に認めがたいが、金石甲骨に刻みこまれた文字を見、また敦煌の木簡とんこうに書き残された文字を見れば、筆紙墨を用いるのとその他の材料を用いるのとの間に、その違いによって生じた形の差異を認めないわけにいかない。そしてさらに、甲骨文字などでは特に、それが漢字の始原的な形であることを疑わなくても、後世のどの字に対応するものであるかが、学者によっても決定しがたい種類のものさえある。これは今日、極草体のくずし字が多くの人に読めなくなっているのと同じようでもあるが、今日のくずし字は、その習慣の伝統をさかのぼって、ある1字の変異として説明がつくのに、かれは字形の内部構造にまで大きな変更を加えた上でなければ、今日の楷書体で書かれる字形に一致させることがむずかしいのである。

かようにいうことは、書体の違いの中で字の形の正不正を比べることがむずかしかろうということである。ことに字源にさかのぼって甲骨文字にまで至ることは、今日の楷書の書き方を決めるのにあまり有益なものではなからうということである。楷書が楷書以前に根拠を求めるのは、ちょうど、日本語のかなづかいで、歴史主義、語源主義のかなづかいが、いろはがな以前、万葉がなの時代に根拠を求めたのと似てはいるが、甲骨文字から楷書へ適用すべきものは、はなはだ限られている。甲骨を論ずることは、せいぜい許慎の字源説を修正する学問的興味にとどまるものである。

許慎は、すでに前時代のものとなっていた篆書の資料に基づいて、漢字の構成を説いた。その篆書資料も、今日われらが見うる甲骨資料からすれば、ずっと時代の下った、変化した形のものであるから、今日からすれば、許慎の字源説は往々にして当たらなかつた。しかし誤ったにせよ、許慎の『説文解字』の功は、一方では漢字の構成の解明に六書という一定の原理を用いたことと、今日の楷書について、字形の標準を与えることになったこととであろう。もっとも、当時の文献として、許慎がいう通りの標準構成をもった漢字で一

貫しているような文献は、現存しないのではないかと思われるが、当時からすでにその標準よりも便化していた楷書の字形について、後世、説文解字を基準にして正俗が論ぜられたのである。近年までのいわゆる旧字体の明朝活字は、説文学の範囲において、相当に字源主義によって設計されていたものと思われる。

字体の標準

標準の字体を確立するために、当用漢字字体表以前にどのような努力が払われてきたか、まず古くさかのぼってみよう。

中国では、われわれが今、楷書体として疑わないような毛筆の書体が、隋唐の間にはすでに成立していたわけであるが、あるいは敦煌の石室から得られた遺品の文字とか、あるいは日本に伝習された仏經の書き方とかを見ると、その1字1字の字体は、今日正字とか旧字とかいっているものとは違った形のものが多い。実用上では、すでにいろいろの字体が行なわれていたことは、6世紀の後葉、顔子推の『顔氏家訓』の中に次のように述べられていることで察せられる。

世の中の小学（文字・音韻・訓詁の学）をやる人は時代による変化がわからず、必ず小篆によって、書体を是正しようとする。が、すべて「爾雅」「三蒼」「説文」などが、ことごとく蒼頡（伝説上の文字の創設者）の本旨を得ているわけではない。やはり時代によって増減し、それぞれ異同があるのだ。また、西晋以前の字書が全部、いけないともいえないのである。ただ体例が確定して勝手なことができないのである。是非の校定は必ず筆画の変化を見なければならぬ。たとえば、「仲尼居」（「孝經」の首句）の3字のうち2字は正体ではない。「三蒼」によれば尼傍に丘を増し、「説文」によれば尸の下に几を入れる。こういったたぐいにはとても従い得ない。また、古は2字の区別がなく、多く仮借した。中を仲に仮借し、説を悦に仮借し、召を邵に、聞を閑に仮借した。こういったたぐいは、手数をかけて改める必要はない。だが、もともと訛謬のあるものはついには鄙俗の文字になる。たとえば、「亂」の旁を舌にし、「揖」の下に耳がなく、「龜鬣」の下部を龜にし、「奮奪」の上部は翟に、「席」の中は帯に、「悪」の上部には𠂔をすえ、「鼓」の右には皮を、「鑿」の頭には毀をつけ、

「離」は禹をつくりとし、「壑」は上を豁に、「巫」は従の旁と混同し、「阜」は澤の片方をとり、「獵」は獺に化け、「寵」は寵に変わり、「業」は左に片字を増し、「靈」の下を器字とする。「率」字はもと律という音があるのに、強いて別に改め、「單」字には善という音があるのに、強いて異なった字を作る。こういったたぐいはなおさねばならない。

わしはむかし、はじめて「説文」を見たころは、世俗の字をつまらぬと思って馬鹿にしていた。正しい字を書けば、人は読めぬかもしれず、俗に従えばその誤用が気になり、ほとんど筆を下すことができなかった。だが、経験を次第につむにつれて変通ということがよくわかってきた。今までの行き詰りが半ば救われることになった。本格的な文章著述には、すこしでも相互に関係あるものをえらんで用いるが、官署の文書、民間の手紙などは世俗に違わぬようにしてもらいたい。

(書証第17, 中国古典文学全集32歴代隨筆集, 高橋君平氏訳による。)

そして顔子推の孫の顔師古は、太宗貞観年間(7世紀前半)に、経本の定本が作られるために、勅令を受けて標準の字体を決定した。それが『顔氏字様』と呼ばれたが、ついで杜延業が『群書新定字様』を作って、顔氏の定めた範囲を広げたと見える。ただ、これらの字様は直接に今日には伝えられていないが、大暦9年(774)に作られた『干禄字書』は、顔師古の孫の顔元孫が編し、元孫の姪の顔真卿が筆を執ったもので、これらの字様を発展させたものであったろう。『干禄字書』は、はじめ湖州で石に刻まれたのであるが、後に蜀中にも模刻されたのがあるという。本としては宋の宝祐5年(1257)に陳蘭孫が湖州の刻石によって木版を起こしたのが広まっているが、それがしばしば転刻されるうちに、字体の大切な部分にも変化が生じていて、正しい伝承のなかなか困難なことを示している。

『干禄字書』は、俗・通・正の3体を分けて説く。その俗というのは、帳簿や文案や契約書や医薬の処方など、当座の用に用いられるもの、通というのは、以前から久しく用いられている字体で、上表・上奏などの上達文書や

官庁間の往復文書，書簡や判決書などに用いてよいもの，正というのは，根拠のある字体で，著述・文章・対策・碑文などにはこれを用いなければならない。いくらか例を示すと，

「聡聰聰」の三つの字体は，つくりの部分が問題になるのであるが，第1と第2は通，第3が正である。

「虫蟲」は，第1が俗，第2が正である。

「翻翻」は第1が通，第2が正である。

「床林牀」は第1が俗，第2が通，第3が正である。今日の目からすると，変わった形のもの，今日は必要でない文字もあるが，今日の形が由来の古いものであることを示すものがある。

『干祿字書』は，その名のごとく，官吏に登用されることを求めている人人への指針として作られたものというべきであるが，つづいて大暦11年（776）に張参の『五経文字』，さらに開成2年（837）これに増補する唐玄度の『新加九経字様』が作られた。これは，実用の世界はともかくとして，五経もしくは九経という，教学の根本図書に用いられている文字の字体を確定するものである。元来，唐では，文字の標準として，許慎の『説文』やそれを呂忱が補った『字林』，蔡邕が光和6年（183）に洛陽の大学の門外に立てた『石経』（魏の時，別に古文・篆・隸の3体を示した三字石経がある。）のような，古い書体で書かれたものを標準にしていたのではあるが，俗体や通体の文字が普通に行なわれていると，経典の伝写にも，そのような由緒の正しからぬ字体が使われやすくなる。そこで，これらの書は，まさに経書における楷書の字体の標準を示したのである。しかし張参らは，必ずしも古体を墨守せず，『干祿字書』の場合と同様に，楷書として変化の久しく，通用の固定しているものはあえて採用している。

「攜」について，変化してきた「攜」や「携」を皆非なりとし，「挾」について「挾」を訛なりとしているが，「食」については，『説文』が「亼」と「𠂔」とで示しているものを『石経』によって「食」とし，さらに，へん

になった場合にはまた1画を省いて「食」とする。「明朧明」では、第1が古文、第2が説文、第3が石経の字体であるが、その第1をとることにし、「搖搖」は左が説文であるが、隷書において転じた右の形を認めている。

中国ではこの後、『干祿字書』等の实用正字書の流れを受けた『字学七種』の類に至る諸書、必ずしも正字の根拠を明らかにしないものと、また『復古篇』^{へん}というような名で、篆文にもどって正体を示そうとするものの流れを受けた諸書とがあり、『会玉篇』とか『龍龕手鑑』^{りゅうがん}とか、『正字通』『字彙』^いとかの字書類が、すべて字体の正俗をしるしたが、『康熙字典』に至って、その親字として掲げられた字体が、「字典体」として以後長く標準の権威をもつようになった。

『干祿字書』『五経文字』『九経字様』あたりまでは、楷書として変化した形を、ある程度は認めたのであるが、その後は、説文学、字源主義によって正字が考えられたので、それらの影響のもとに作られた旧活字の明朝体は、ある点では、『康熙字典』よりもさらに復古的な点があるように見えるくらいで、せっかく8～9世紀のころに定まった筆写の基準というものから離れることになったのである。

日本でも、字書に字体の正俗を示したものは、古く『新撰字鏡』^{せん}『類聚名義抄』『字鏡集』『字鏡』の類があるが、字体を正しくするという点での主張が見られるようになったのは、江戸時代にはいつてのことと思われる。その代表的なものは、次のようなものであろう。

一心院響誉の『刊謬正俗字弁』^{びゆう}(寛延元年(1748)刊)「漢字は1点1画の違いで意義を異にするものがあるから、字形は正さなければならぬ。『干祿字書』には正通俗を分けるが、通俗は用いないにこしたことはない。ことに日本では楷書を用いるのであるから、努めて正字を用いるべきである。もちろん極細字には略体を用いてよいが、経典や金石に俗字を用いてはならない。」——これが響誉の考えの大体である。そしてこの書では、主として『正字通』『康熙字典』ことに前者によって、字画を正したといている。実際にあげ

たのは、66種 310字である。復古主義で、すでに通用している楷書の字体を改めている点が多い。

太宰春台の『倭楷正訛』(宝暦3年(1753)初刊という。)は、誤った字体を示すもの286字、根拠ある古体ではあるが用いないほうがよいもの29字、省文すなわち細字のための略体273字、日本出来の用いてならない略体15字を収める。その考えの大体は次のようである。——書の根本は楷書にある。日本では古く楷書のみであったが、近年、国字(かな)や俗字が盛んになり、また行草だけを習うものができ、正しい楷書の法が失われた。俗字にも種類があるが、中国人の例にないようなはなはだしいものだけをこの書で正そうと思う。——実用のためのものではあるが、中国人の例を規準にしているところが注意される。

これらになお、新井白石の『同文通考』(宝暦10年(1760)刊)や、松本愚山の『省文纂考』(寛政11年(1799)例言)などが加えられよう。他の多くのけいもう的(けいもう)正字書については、ここには略することにする。以上述べたことに関して参考書をあげるならば、

胡 撲 安 中国文字学史(中国文化史叢書第1輯)(民国26年, 1937, 商務印書館)

平岡武夫 漢字の形と文化(ハーバード・燕京・同志社東方文化講座第14輯)(昭和34年, 1959, 同委員会)

広島大学国語学研究室 校本干禄字書(昭和36年, 1961, 同研究室)

山田忠雄 当用漢字の新字体—制定の基盤をたづねる—(昭和33年, 1958, 新生社)

明治以後、国語国字問題が国家の中心で論議されるようになってから、字体の標準を確立することが、教育の問題、簡素化および統一の問題としてとりあげられることになった。具体的に教科書の上でどのような統一が行なわれたかについては、筆者は調べていないが、公の機関で字体に関する研究がなされ、標準が示されたのは、明治41年(1908)国語調査委員会編纂の『漢

字要覧』が最初であろう。

『漢字要覧』の第2章は「漢字ノ變遷及ビ字体」であるが、古文、籀文、小篆、隸書、八分、章草、行書、楷書、草書の9種について變遷を略説したのち、次のような意味を述べて、具体的に字体の標準を示している。

漢以後、文字の数が次第にふえ、康熙字典に至って最大となったのは、後世の新字を取めたからだけでなく、同一の文字で字体の異なるものをすべて列挙したのがおもな原因である。かつ、字画の繁簡によって筆写の便不便にすこぶる差のあることであるから、字体の異同は、つまびらかにする必要がある。

楷行草3体の行なわれるようになってからほとんど二千年、楷書がその主要なものではあるが、楷書でも多少の變遷がないわけではない。六朝には六朝の字体があり、隋唐には隋唐の字体があつて、字画の増減、筆法の同異など、実に紛然としている。後世の学者は、いろいろと文字の正俗、本字、うそ字を論ずるものが少なくないが、上古以来の字体の變遷は上述の通りであつて、いずれを正とし、いずれを俗とするか、いずれを本字としていずれをうそ字とするか、きめられるものではない。要するにしんしゃく變通して、現代実用上の便宜にあうようにすることである。しかし、いたずらに略体俗體の変化に任せて支離滅裂、統一がなければ、かえって記憶に不便になる恐れがある。ゆえに、今、世間通用の文字の主要な楷書の字体について、統一を害しない限り、なるべく字画が簡易で筆写に便利なものを取る方針で、これを2類とし、正体と別体とに區別して取捨の標準を示せば、次のごとくである。ここで正体とは、説文、干祿字書、康熙字典等で普通に正字としたもの、別体とは同じく古文、本字、省字、通用字、今字、俗字、訛字等、すべて普通に正字としていないものをいう。

この第1類は、別体を用いて妨げないもので、〔当用漢字だけについてあげる。括弧内が正体〕

礼(禮) 仏(佛) 劍(劔) 厯(歷) 画(畫畫) 万(萬)

岳(嶽)	鍤(鐵)	滝(瀧)	号(號)	処(處)	与(與)
罍(罍)	糸(絲)	並(竝)	粮(糧)	虫(蟲)	弃(棄)
塩(鹽)	声(聲)	岩(巖)	断断(斷)	繼(繼)	肅(肅)
辞(辭)	乱(亂)	躰(體)	麦(麥)	尽盡(盡)	即(卽)
双(雙)	灯(燈)	関(關)	献(獻)	属(屬)	嘱(囑)
密(密)	真(眞)	鎮(鎮)	慎(慎)	粘(黏)	覽(覽)
為(爲)	偽(偽)	参(參)	惨(慘)	從(從)	縱(縱)
将(將)	状(狀)	獎(獎)	壯(壯)	莊(莊)	藏(藏)
徑(徑)	經(經)	輕(輕)	莖(莖)	玠(珍)	脚(腳)
旧(舊)	惡惡(惡)	宝(寶)	顯(顯)	麗(麗)	称(稱)

なお、証(證)、胆(膽)、担(擔)、豊(豊)、托(託)、医(醫)の別体と正体とは、本来別字であるが、通用が広くかつ久しいもので、用いて妨げがない。

円(圓) 厘(釐) 丁(町) 弋(錢)

これらは、物の数量をしるす時に限って、別体を用いて妨げない。

第2類は、正体を用いるべきもので、[別体はいま省略する]

美 看 究 奇 局 垂郵 京涼鯨就影景 場腸 競 衡 巖巖
笑 座 幸 鼓 土在

これらは、正体と別体とを比べると、正体のほうがかえって字画が簡易であるから、正体を用いるのが便利であろう。

以上述べたところによってその他を推すならば、字体に異同のあるものについて、そのいずれに従うべきかは、大体了解されるであろう。しかしまた、一端をとって論じざるわけにいかないこともあるから、種々の注意を要する。

元来同一の文字であるが、字体の異なるに従って、ほとんど別種の文字のようになっているもの、たとえば、

著・着 笑・咲 箇・個 巖・岩 華・花 孃・娘

形体類似の文字は、区別をはっきり書かなければならない。たとえば、

專・專 易・易 求・朮 麻・林 東・束 且・旦 丞・亟 段・段
 魯・魯 岡・岡 于・干 師・帥 丰・丰 小・水 己・巳 束・束
 母・母・母 戊・戊

偏旁冠脚の関係をとりかえて書くことがある。

稟(稿) 槩(概) 峯(峰) 羣(群) 幕(幙) 碁(棋)
 胷(胸) 松(叅) 魂(覓) 略(畧) 秋(爍) 和(味)
 鄰(隣) 緜(綿)

などは、とりかえて妨げないもの。〔括弧内は別体〕

愉・愈 紋・紊 腑・腐 猶・猷 衿・衾 恰・怠 吟・含

などは、とりかえると別字になるものである。

以上は、『漢字要覧』の第2章の説くところである。比較的早い時期のものであるから、やや詳しく紹介した。

次に、もっぱら字体について示したものとして、大正8年7月(1919)、文部省普通学務局から、『漢字整理案』が発表された。その要点は、はしがきその他によると次のようである。

現今わが国で用いられる漢字は、整理を要する点が多い。字形で見ると、『康熙字典』でさえも統一を欠き、また煩冗にすぎるものがある。これでは教授の徹底を期しがたいし、また実際上の不便も少なくない。そこで、本案は、尋常小学校の各種教科書に用いている漢字二千六百余字の字形につき、『康熙字典』をもとにして整理し、その標準を定めたものである。その方針は、簡便を主とし、慣用を重んじ、活字体と手書体との一致を図るということである。大体からいって、字画の簡易なもの、運筆の利便なものを採り、あるいは字形のつりあいを整え、小異の合同をはかるように努めた。ただし、七百余字は、『康熙字典』のままの形である。なお、世俗慣用の文字には、あやまったものもないわけではないが、必ずしも一概に排斥すべきでもない。そこで、簡単に書きやすく、または慣用がすでに久

しくかつ広いものを選んで、許容することとし、これを一括して巻末に示した。この案の文字は将来広く国民教育上に採用する見込みであるが、まず公にして世の批評を求めることにした。

この案は、毛筆の筆写体で示してある。(この案の字体は、ある程度、実際に小学校の国語教科書に用いられたが、昭和7年(1932)以後の教科書で新たに教科書体活字が用いられるようになった際、その多くがいわゆる正体に改められた。)

大正12年5月(1923)には、臨時国語調査会で『常用漢字表』が可決された。これには1962字のうち154字の「略字」が、今後これを正字として用いることとして採用されている。

ついで大正14年11月(1925)に、臨時国語調査会から、右の『常用漢字表』の漢字についての『字体整理案』が発表された。これについては、保科孝一氏が臨時国語調査会幹事として官報に寄せた「漢字の字体整理について」に、次のように述べられている。——常用漢字中には、すでに選定された154字の簡易な字体のほかに、整理を要するものが少なくないので、全体にわたって調査を進める必要を認め、その結果、1962字のうち1020字について字体を整理することになったのである。——凡例には、康熙字典の字体を本とし、これを整理するに当たって、現代の慣用を深く考慮し、字画の簡易と運筆の便利とに重きを置き、字形のつりあいを整え、小異の合同を図った、とある。

この案も、毛筆で示されており、変更されなかったものも掲げられている。

臨時国語調査会は、昭和6年に改めて『常用漢字表』の1858字を発表したが、昭和9年に発足した国語審議会では、これについて字体整理の審議を進めた結果、昭和12年12月(1937)に、その864字につき『漢字字体整理案』を可決した。この案も、康熙字典の字体をもととして整理したもので、その方針は、特別の場合を除いて、慣用を重んじ、簡便を主とした、とある。

この案の特色は、第1種文字と第2種文字との2種を分けることで、第1種743字は、国定教科書をはじめ、その他一般に使用するを可とするもの、

保科孝一氏（国語教育23ノ9）によると、「なるべく一般にひろく用いられることを希望するもの、すなわち、将来の標準字体たらしめようとゆう建前のものであるが、これが現代社会の慣用にもっとも重きを置いたものといってよい。たとえば、簡易な字体としては、乱・属・恋・変・塩・断〔後略〕等を取り、社会の慣用に従ったものとしては、並・研・前・育・要・届・教・梅〔略〕等を取った」のである。

第2種289字（第1種と重複するものがある。）は、特別の場合に使用するもの、および普通の場合に使用してもさしつかえないと認めるものである。これは、第1種に簡易な字体をとった関係上、これに対する字典体をとったもの。保科氏によれば、「これはある特別の場合に用いなければならぬことがあるし〔詔勅などの場合であろう。〕、また普通の場合にそう用いても、今日のところそれを排斥することができないから」である。また、いわゆる略字で、第1種にとったものほど広くは用いられないが、第1種に昇格させるにはまだ早いと思われるものが第2種に含まれる。「仏・独・実・宝・与・応・気」等々、「学・壮・観・麦・品・鮮」等々である。保科氏によれば、「第2種に見る簡易な字体は、大抵世間で普通に慣用されて居るものであるから、これを第1種とし、第2種を設けない方がよいという意見がなかなか多い。しかし、総会〔国語審議会〕においては、今日の時勢から見て、あまり急激な変化は好ましくないから、しばらく本案の振合で進むのが然るべきだとゆうことに、意見の一致を見たのである。」

この整理案も、毛筆の筆写体で示された。

昭和17年6月（1942）、国語審議会から『標準漢字表』が発表された。その2528字のうち、78字については「簡易字体」が本体として採用され、また別の64字については「簡易字体」が許容された。

同年の12月に、文部省から同名の『標準漢字表』が発表された。この表は、おおむね義務教育において習得せしめるべき漢字の標準を示したもので、

2669字のうち、80字については普通に行なわれる「簡易字体」を採用して、括弧内に示してある。

さて、昭和21年11月（1946）に国語審議会が可決した『当用漢字表』は、その月に内閣訓令とともに告示され、政府の制定するところとなったのであるが、その1850字のうち131字については、「簡易字体」が本体として採用された。

その簡易字体の131字を次に掲げることにするが、括弧に包んで示すのは従来の正字である。簡易字体のほうは、後に当用漢字字体表によって修正された点があり、ここでは現在の活字を用いたから、当用漢字表で発表された当時の形そのままではないものがある。たとえば、「礼」のへんは「𠂔」の形、「辺」のによろは「辵」の形が示されていたのである。

乱（亂）	併（併）	仮（假）	両（兩）	劑（劑）	勞（勞）
勵（勵）	勸（勸）	區（區）	參（參）	囑（囑）	圀（圍）
円（圓）	図（圖）	墮（墮）	圧（壓）	壺（壺）	学（學）
実（實）	写（寫）	宝（寶）	对（對）	届（屆）	属（屬）
岳（嶽）	廢（廢）	徑（徑）	惱（惱）	惨（慘）	恋（戀）
択（擇）	担（擔）	拠（據）	挙（舉）	拡（擴）	数（數）
断（斷）	会（會）	榮（榮）	楼（樓）	枢（樞）	権（權）
欧（歐）	歡（歡）	歸（歸）	残（殘）	毆（毆）	浅（淺）
満（滿）	潜（潛）	沢（澤）	濟（濟）	浜（濱）	澆（澆）
湾（灣）	營（營）	炉（爐）	儀（儀）	独（獨）	獵（獵）
献（獻）	画（畫）	当（當）	発（發）	研（研）	礼（禮）
称（稱）	穩（穩）	窃（竊）	並（竝）	糸（絲）	経（經）
総（總）	絵（繪）	繼（繼）	続（續）	欠（缺）	声（聲）
肅（肅）	脳（腦）	胆（膽）	台（臺）	旧（舊）	莖（莖）
万（萬）	処（處）	号（號）	虫（蟲）	蚕（蠶）	蛮（蠻）
覚（覺）	観（觀）	触（觸）	証（證）	訳（譯）	誉（譽）

読(讀)	変(變)	豊(豊)	予(豫)	弍(貳)	賛(贊)
踐(踐)	軽(輕)	弁(辨辯辯)		辞(辭)	逋(逋)
遅(遲)	辺(邊)	医(醫)	釈(釋)	銭(錢)	鉄(鐵)
鉱(鑛)	関(關)	随(隨)	隠(隱)	双(雙)	霊(靈)
余(餘)	駆(驅)	駅(驛)	髓(髓)	体(體)	塩(鹽)
麦(麥)	点(點)	党(黨)	齋(齋)	歯(齒)	齢(齡)

(以上 131 字)

活字字体の整理

この『当用漢字表』の「まえがき」には、次のようにある。

- 1 簡易字体については、現在慣用されているものの中から採用し、これを本体として、参考のため原字をその下に掲げた。

- 1 字体と音訓との整理については、調査中である。

かくて、国語審議会では、『当用漢字表』にひきつづいて、『別表』や『音訓表』の審議をはじめたが、漢字字体の整理については、別に文部省教科書局内に、「活字字体の整理に関する協議会」が設けられて、そこでまず一通りの成案が得られることになった。この協議会は、印刷業界方面からの要望もあって、活字の字体の統一をはかるのが目標で、国語審議会の漢字主査委員会の代表、印刷学会の代表、およびその他の印刷関係者ならびに教科書局の関係官の間で論議された。そこで審議会では、字体整理の問題をとりあげるにあたって、さしあたり、その協議会の案を基礎としてこれに検討を加えることになり、まず協議会案について世論を求めることにした。その『活字字体整理案』の「まえがき」は次のようなものである。

- 1 この表は、活字の字体の基準を示すために、当用漢字表の中で字体を統一する必要がある、また簡易にすることができると認められる字について、字体を定める案である。

- 2 この案は、活字字体整理に関する協議会で作ったもので、国語審議会の審議の原案となるものである。
- 3 この表の中には、他の字とのつりあい上、従来の形を改めないものも掲げてある。
- 4 字の排列は、当用漢字表の順序による。
- 5 かっこに入れたのは、第二案で、原案としては採否の決定を保留したものである。(78字)
- 6 上に・印をつけたのは、すでに簡易字体として採用されているもので、この案でその点画を確定しようとするものである。(131字)
- 7 下に×印をつけたのは、当用漢字別表(義務教育の期間に読み書きともにできるように指導すべきもの——国語審議会決定)に収められたものである。(347字)
- 8 別体または今日まで用いられてきた字体を下に示す。
- 9 表以外のところでは、印刷のつごうで、従来の字体の活字を用いてある。

さて、活字字体整理に関する協議会と国語審議会との連名で各方面に発送された調査書には、次のような説明が添えられた。

第1 活字の字体を整理統一する必要

- 1 漢字の形は、筆写にも楷(かい)・行・草等、いろいろの書体があり、同じ楷書でも、点画の組合せにいろいろの種類がある。活字の形は、筆写の楷書に最も近いが、これでも楷書との間に、点画の組合せ方に相違が見られる。かような複雑さを統一するよりどころとしては、最も普通に認められ、かつ教科書にも用いられる活字の字体をとることがよいと認められる。そして、それには活字の字体が書きとりの基準となるように、楷書との差をできるだけ少なくしておくことが、教育上には必要である。
- 2 当用漢字表に採用された簡易字体は、活字としてはなはだまちまちなも

のを生じたが、活字には、そのほかにも現に、字の大きさによって形のちがうもの、同じ大きさでもちがうものが少なくなき、今後あらたに字母が作られるときに、さらに異体の生ずる可能性がある。そこで、その基準となるべきものを公に定めて、整理統一をはからなければならない。

- 3 今日用いられている漢字は、「法」（もと濃）「雷」（もと靄）のように、古くから簡易な字体になっているものもあり、また近く当用漢字表で簡易な字体を本体と認められたものもあるが、なお点画の複雑なものが少なくない。新聞の小さい活字も、紙面の余裕とともに少しは大きくなるであろうが、できるだけ簡潔にして、視覚印象を鮮明にすることがのぞましい。
- 4 活字では、従来、筆写の便不便をかえりみる必要があまり認められていなかった。そして、字源的に正とされるものが、その基準となっていた。字源主義では、多くは字形が複雑になり、小異の区別が強調され、実用における筆法の便不便が無視されやすい。活字を筆写の基準とし、しかも筆法を簡便にするためには、他の字との区別にあまり重要でない点にこだわるような、極端な字源主義は、修正する必要がある。

第2 この案の整理の原則

- 1 この案および説明で「字体」というのは、一点一画の組合せから成る一字一字の形で、明朝（みんちょう）・宋朝（そうちょう）・ゴシック・楷書（かいしょ）・隸書等の「書体」と区別する。
- 2 この案は、当用漢字表の1850字のうち、774字について、印刷に最も普通に用いられる明朝体の字体を定めたものである。

点画の組合せ方については、印刷書体としての宋朝・ゴシック等も、これを基準とすべきものである。また、明朝体として、横線・縦線の太さの比、活字ボディ―断面と印刷された字面との面積の比などは、ここでは論ぜられない。
- 3 この案は、今後活字の母型があらたに作られる際に、字体の基準を示す

ものとして、また義務教育で、漢字の書きとりを課する際に（印刷と筆写とのちがいを考えに入れた上で）、点画の基準となるものとして、定めたものである。

この案の決定は、必ずしもいっせいに字母を改めるように強要するものではない。したがって、一般の印刷物では、多少の期間は新旧の併用がつづき、かえって複雑になるように見えるかも知れないが、将来の統一のためにはやむを得ない。しかし、教科書では、なるべくすみやかに全部を改められることがのぞましい。

また、義務教育では、この字体を書きとりの基準とすることになっても、それに、今すぐに一般社会における筆写の習慣を改めるように強要するものではない。

4 この案の字体は、印刷体としての様式体系、点画構成の美しさをそこなわず、しかも筆写体との差を少なくするようにして、一々の字につき、また同じ系統のすべてに通じて、できるだけ簡易にしようとしたものである。

5 この案の字体は、なるべく、現在の慣習や歴史的な用例によりどころを求めて、あらたに考案することを避けた。ただ、字書その他のものを参考することは、単にそこで正体と認められているものをとるためでなく、俗通あるいは非などと注記されたものでも、それが一般に用いられていた証拠として、参考にしたのである。（すでに用いられている「辞」なども、『干禄字書』では「俗に辞に作るは非なり」とある。）この表には、一々出所をことわらない。

第3 この案の字体

1 この案の字体には、次のような種類のものがある。

イ すでに発表された131字の簡易字体について、その点画を確定したものの。

ロ 同一の字として、いくつかの字体をもつものの中から、一つを本体として確定したものの。

ハ 同じ系統の字として、共通にもつ部分の形を統一したもの。

ニ あらたに点画に変更を加えたもの。

なお、字によっては、右の数種にまたがるものもある。

2 131字の簡易字体は、つぎのとおりにある。〔例は略す〕

3 次に掲げるものは、現在活字として、同字で異体あるものの、一部の例である。(この案では、それぞれいちばん上の字体を採った。)

冊・册 凡・丸 劍・劒・劔 効・效 勅・敕 妊・妊 姉・姊
富・富 峰・峯 [以下略]

4 次に掲げるものは、現在活字の大きさによって字体に相違あるものの一部の例である。(某新聞における同一記事の見出しと本文) (この案では、はじめの3字については、あらたな字体、つぎの7字については、○印の字体を採った。)

害・害 妃・妃 配・配 要・要 拒・拒 構・構 講・講 満・満
船・船 該・該 [原本誤植がある]

5 この整理案で、点画が系統的に統一され、または個々に改変されるものをほぼ分類して掲げると、次のようになる。(ここには、印刷上もとの字体を用いる。従来のおりで変更を要しないものをも、ここには掲げてある。)[例は略す]

(1) 同じ画数で運筆の変わるもの

組立を変える。

(2) 部分的に省略して画数の減ずるもの

(3) 運筆が変わって画数の減ずるもの

(4) 画数の増すもの

(5) 類似の形に統合されるもの

6 第二案として掲げた字体を分類して示すと、つぎのとおりにある。(印刷上もとの字体を掲げる。)[例は略す]

(1) 部分的に他の字形をとるもの

- (2) 部分的に省略するもの
- (3) 省略した上で運筆が変わるもの
- (4) その他運筆を便化するもの
- (5) すでに簡易字体をとったものを、さらに簡易にするもの

7 次に掲げるものは、この整理案で点画を変更した結果、別字の字体を襲うものである。

券(ケン) もとのは、「ケン・つかれる・つとめる」であるが、当用漢字表にない。勝のつくりと同じ。

刺(シ・さす) もとのは、「ラツ・もとる」であるが、刺・喇・瀨・辣(ともに「ラツ」)は、すべて当用漢字表にない。

姫(ひめ) もとのは、「シン・つつしむ」であるが、当用漢字表にない。

改(カイ・あらためる) もとのは、「シ・鬼を追うつえ」であるが、当用漢字表にない。

なお、將の第2案[将]のつくりは、もと「ラツ」であるが、𠂇𠂇𠂇ともに当用漢字表にない。藝の第2案[芸]は、もと「ウン・くさぎる・香草」であるが、当用漢字表にない。云を構成部分にもつものには、雲(ウン) 魂(コン) 会絵(カイ) 陰(イン) 等がある。專(傳轉團も同じ)の第2案は、博薄等のつくりの点を欠いたものである。

[以上のうち、券・刺・改の3字は字体表に不採用]

8 筆写の字体と活字の字体とは、なるべくその間に差異のないことが望ましいが、活字としての制約の上から、必ずしも両者を一致させがたいものがある。

(1) 左に掲げるものは、筆写の習慣と著しく異なって、必ずしもその基準とはしにくいものである。

人 人
入 入

- 令 令（冷鈴齡零領命も同じ。）
 女 女（妥委妻姿婆安案宴要腰楼数接桜威も同じ。）
 女 女（奴努怒如以下女へんをもつものは、みな同じ。）
 木 ホ（果菓裸課巢架某媒謀染柔案桑棄業栄楽菓築葉集閑殺探深採菜
 彩操繰新薪親雑もみな同じ。茶は活字もホ。）
 糸 糸（糾紀約以下糸へんをもつものはみな同じ。）
 辵 辵（巡導縫随髓込迅以下辵部に属するものは、みな同じ。）
 父 父（文史吏使更便硬父交校絞較廷庭艇延誕建健みな同じ。）
 八 ハ八（公松訟翁 分貧盆頒粉紛沿船鉛みな同じ。）

(2) 左に掲げるものは、活字字体として統一されたもので、筆写を必ずしも拘束しないものの例である。

木禾米…等のたての画（かく）の末をはねないこと。（はねてもよい。）

ㄨ 关豕水…等の最終の画をはらうこと。（とめてもよい。）

レ（衣公の厶）の下のかどを二画につくこと。（一画につづけてよい。）

唐糖 事 争淨静 妻 康庸 写与 等の中のをこ画を右へ出すこと。（ヨでよい。）

ㄥ ㄥ を区別すること。（区別しないでよい。）

9 当用漢字表以外の漢字で、この案の漢字と同系統に属するものは、必要に応じて、この案の字形を準用するものとする。たとえば、

藤（勝騰騰に準ずる。）

埼崎（奇騎に準ずる。）

房（戸雇等に） 曾（僧増等に） 歿（没に）

祿（緑録に） 鎌（兼謙廉に） 溝（構講に）

磨磨（麻摩魔に） 葛（渴謁に）

ただし、簡易字体で別の字の形を一部分にとったものは、必ずしも他に

及ぼしがたい。たとえば、

両は兩輛に、嬢讓は嬢に、織は籤織に

それぞれ及ぼすことができるが、

釈扱は釋鐸に、独触は獨觸に

及ぼすことはできない。

- 10 印刷物に活字を用いて人名・地名を掲げる際には、特別の事情のないかぎり、ここで定められる字体をとって、別の字体の活字は、なるべく用いないようにすることがのぞましい。たとえば、今までの官報には、吉田茂・片山哲となっているが、吉田・片山でもよいことにしたい。多摩川・横浜も同様である。〔片は字体表に不採用〕〔以上『活字字体整理案』説明〕

国語審議会では、字体整理に関する主査委員会が、右の協議会の整理案を原案とし、この調査書に対する回答およびその他の資料を参考にして、『当用漢字字体表』の原案を作った。これは、昭和23年6月の国語審議会で可決され、文部大臣に答申された。

当用漢字字体表

政府は、昭和24年4月(1949)、国語審議会から文部大臣に答申された『当用漢字字体表』を採用し、内閣訓令を出すとともに、ひろく官報で告示した。

この『当用漢字字体表』には、3か条の「まえがき」がある。

- 1 この表は、当用漢字表の漢字について、字体の標準を示したものである。
- 1 この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。
- 1 この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。

なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。

この「まえがき」の意味について、国語審議会の総会で述べられた主査委員長安藤正次氏の報告には、次のようにある。

当用漢字字体表は、まえがきの第一に、「当用漢字表の漢字について、字体の標準を示したものである。」とあります。字体の標準というものは何を意味するかが、まず明らかにされなければなりません。字体の標準とは何を意味しているか。まず「字体」については、活字字体の整理に関する協議会では、これに「一点一画の組合せからなる一字一字の形である。」という定義をあたえて、これを書体と区別しておりますが、これはだいたいにおいてうけいれてよい考え方であると思われませんが、あるいはまた、点画の組合せの定型化されたものともいえましょう。歴史的に漢字の変遷、発達をたどってみると、なお別箇の見解も出てまいりますが、漢字を現段階のものについて考えるときには、字体を点画の組合せに即したものとみることが合理的であります。漢字の成立を論ずるには、少なくとも小篆^{てん}までさかのぼらなければという説も、一応もつともであります。通常現代のわれわれが漢字の字体についてもつ意識は、楷書^{かい}体に即してであります。それは、点画の配置・組立を明確に指摘することができるのは楷書に限られるといってもよいからであります。草書・行書は動的であります。形態は動いてやまない態勢を示しておりますが、楷書は静的であり、定着的であります。草書が篆書からでき、行書が楷と草とのあいだから生れたというのが事実であるにしましても、普通に行書は楷書から、草書は行書からというように解されておりますのも、楷書が主として漢字の書体を代表しているからであります。そこで漢字の字体の標準を示すということは、楷書体によって代表される、もしくは、それによって例示される漢字の字体についてということになります。

そうしますと、問題はもう一度展開してまいります。楷書について字体

を説くと申しても、印刷体にしても活字体を例にとれば、活字そのものの特性に依存する独自の約束がありまして、これをもって筆写体を律するわけにはいきません。筆写体には、また筆写体の特異性に基く自由があります。このゆえに厳密に字体を論じますと、どの文字にも定まった型というものがなく、統一のないのがむしろその偽らざる姿であるともいわれそうであります。しかしまた、その変化の種々相を通じて共通的の実体の認められるものがあります。それらを取りあげてみますと、某字の字体は、これこれであるとか、某字の字体はまちまちで、いくつになるとか申すことが、可能になってまいります。こういうように考えますと、漢字の字体の標準を示すことは、長い歴史を背景として現に絶えず展開しつつあるそれぞれの漢字の型式のうちから、その典型的のもの、代表的のものをえらぶことにおちつくのであります。ところが、漢字の字体をささいに点検して、字体の分化や異体の発生のあとをたずねてゆきますと、そこにいろいろの経路のあることがみいだされますが、簡単に申しますと、運筆の簡易化、点画の省略、類推による統合、別体の採用などがその主因と認められます。これは、字体の標準をきめるに、考え合せられるべきことであります。

ここで次の題目にうつりますが、まえがきの第二項には「この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。」とあります。本表の字体の選定は、何をめやすとして行われたかは、一つの重要な問題であります。おなじく字体を整理するにも、整理の心ぐみがちがえば手段も結果もちがってまいります。復古を目標においての字体の選定では、もっぱら字源主義をとることになりましょうし、単に統一しさえすればよいというのならば一も二もなく、^{こうき}康熙字典か何かに準拠をもとめるというのも一案でありましょう。しかし本主査委員会におきましては、わが国における、国字としての漢字の使用の歴史と現状とにてらして、字体選定のめやすを上記の点においたのであります。漢字の字体の整理にあたっては、字体[源]の考察もむろんないがしろにすることはできません。漢字の本国にお

ける学者の字体の考説も顧みられなければなりません。彼我両国の文字生活の関連における異体の発生や、両国人の文字観念の相違、その他いろいろの点において留意すべきものは多々ありますが、わたくしどもは、わが国の国情からみまして、おなじく字体の整理をはかるにいたしましても、その国字としての立場に重きをおき、わが国民の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとすることにしたのであります。漢字を国字としていながら、その当用の範囲内にある漢字すらもよく書けないというのは、いかにもなさけない次第であります。高い程度の教育をうけた人々のうちにも、うそ字を書いて平気である人が少なくありません。そういう人たちはすでに、漢字をまちがいなく書こうという意欲を失ってしまっているのですが、まだそういう境地に落ちこんでしまわない人たちは、どうしたならばまちがいなく書けるかに苦心しているのであります。文字地獄にあがいているといってもよいのであります。それらの人々を救うためにも、字体の整理は要求されるのであります。それにはまず、字体を単一にする、すなわち異体を統一することが第一であります。その場合には、1. 二つ以上の字体の並び行われているものについては、点画の組合せのむずかしいもの、こみいったもの、書きにくいものはとらない、2. 点画の組合せの複雑なもので省略の可能なものは、これを簡易化する、3. 点画の組合せの微妙な差異はなるべく問題にしない、4. 簡易字体の歴史的因縁の浅いものでも、社会的慣用が相当有力であると認められるものは、なるべくこれを採用するなどの方法によって字体をきめることにいたしました。この方針による字体の選定は、また同時にわれわれが漢字を正確に書くという結果をも伴うこととなります。むずかしいからよく書けない、よく書けないからうそ字を書く、また字をまちがえるということになるのであります。なお二三の実例をあげてみます。漢字の型式にはいろいろの要素がありますが、者にあっては点が本来重要な要素であります。煮・暑・署・著・都・緒・諸などみなこの点をもつことになっております。しかし、こういう同類の他字との識別の要素でもない微細な部分のことは、みすごされ

がちです。したがって、この点の有無は、型式のなりたちの上に重きをなさなくなっております。これを見わけ、書きわけさせる要はありますまい。寛・殺・逸の点なども同様であります。月部・肉部・青部の月月円を一つにする、「己」と「巳」と「已」を一つにして「己」とする、全と今との上の部分を一つにするなど、恵を恵、専を専、微を微、徴を徴、徳を徳とかき、神を神、祈を祈、巨・拒・距を巨・拒・距と書くなどもそうであります。

次に、まえがきの第三項には、「この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。」とあります。字体の整理という問題は、単に漢字そのものにおける点画の組合せに即してばかり考えられるべきではありません。国字として長く漢字を使用して来た国民の過去および現在にわたる筆写の習慣について考慮することもたいせつであります。漢字使用の歴史をみてまいりますと、それぞれの時代には、その時代の社会に通有な字体観念ともいべきものが見いだされませんが、それはとりもなおさず、その時代の人々の筆写の習慣を背景としたものであります。「半」を「𠂇」,「次」を「𠂇」,「要」を「𠂇」,「即」を「即」と書くようなのも、筆写の習慣の推移によるものとみられます。

簡易字体とみられるもののうちにも、この種のもものが少なくありません。現在世に行われている「厶」(歴),「斗」(鬪),「云」(言),「県」(縣),「庁」(廳)などは、その類であります。

わが国最古の在銘鏡にも銅が同、鏡が竟と書かれております。また古くヨ縁覚、メメ声聞の例もあり、醍醐を西西としたような例もめずらしくありません。筆写の簡便をはかることも、一つの流れをなしております。

しかし、こういう筆写の習慣をどこまでとり入れるかについては、相当に論議を重ねたのであります。一方では、これを筆写の自由性を認める程度に止めておいた場合もあるのでありますが、また一方では相当に大きく筆写の

習慣による簡易化をとり入れた場合もあるのであります。

次に、学習の難易ということも、字体の選定についての有力な条件となります。漢字の本質からみても、その学習において、字体のあやまりない認識をもつことがたいせつであることは申すまでもありません。字体のみわけやすく、書きやすいことが認識をたしかならしめる第一の条件です。それには、鮮明度が強く、運筆のまぎらわしくないことがまず要求されます。「懷」(懐)、「藝」(芸)、「櫻」(桜)、「疊」(畳)などはやっかいな字です。「巳」「己」「卮」を見わけ書きわけするのもむずかしいことです。一般に字画の複雑なものはあやまりやすいともいえます。そういう角度からの検討も加えなければなりません。しかもさらにまた、重要な案件の一つとして残っておりますのは、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させるということでもあります。はじめに申しあげたとおり、今回の漢字の字体の整理は、最初、活字の字体の整理としてとりあげられたのでありますが、活字の字体となりますと、活字にはまた活字そのものの性格に基く制約と活字の発達の歴史から派生した技術的の約束がありまして、活字において妥当とみとめられる字体を、かならずしもそのまま筆写体に応用するわけにはいかないのがあります。今までの活字の字体は、主として活字本位でありましたために、筆写体とのへだたりが多く、それが社会的にも教育上にも、大きななやみのたねともなっていたのであります。ここに活字字体の整理という問題も起って来たわけですが、今、さらにこの問題をおしひろめて、印刷体にも筆写体にも通用する一般的の字体の整理としてこれを取りあげることになってみますと、両者の調整が十分に考えられなければなりません。これは当然のことでもあります。

本案において活字の特質に基くもの、筆写の特質に基くもの、それらの融通性を認めて、字体の素型に標準性をあたえることにいたしましたのも、そのためであります。(「使用上の注意事項」参照) [以上委員長報告]

まえがきの〔備考〕

『当用漢字字体表』の「まえがき」には、次の2か条の〔備考〕がある。〔備考〕の第一条は次のとおりである。

- 1 この表は、当用漢字表の配列に従い、字体は、活字字体のもとになる形で示した。

この1条では、文字の配列と、字体の示し方とが示されている。この表の漢字の字体は、『康熙字典』の字体とは変わった形のものが多くなっている。ことに、大きく変わったものは、『康熙字典』のもとの部の中に収める手がかりが、形の上から失われてしまったようなものがある。たとえば田の部の「當」が「当」となり、骨の部の「體」が「体」となった。もし字典の配列という点からすれば、部首の整理を行なって、形の上で無理のない分類を考えることが必要である。実際、後に、日本活字工業会や新聞協会では、当用漢字の活字ケースを合理化するために、部首整理をそれぞれにくふうすることになったが、字体表そのものとしては、部の所属の変更というよりも、一字一字の字体そのものが問題の中心であり、かつ、新しい字体の一つ一つが、当用漢字表の1850字のそれぞれに該当するものであることを、端的に示すことができるものとして、当用漢字表の配列順が踏襲されたのである。すなわち、当用漢字表の上にこの字体表をおきかえれば、そのまま一字一字の許された用法が、新字体に与えられるものと考えられたのである。

次に、字体の示し方として、活字字体のもとになる形とは、一定の方針による、点画への肉づけや点画の間の比率の変化などによって、明朝体、宋朝体、ゴシック体などの活字各書体が実現するような、それ自体正方形の中に、太さに変化のない線で示した形をさす。明朝体で示したほうが、活字としては実用的であったかも知れないが、字体としての標準を示す（後に改めて述べる）よりも、活字^{デザイン}設計について、あまり具体的な問題をひきおこしやすいことをおそれるところがあった。また、以前の字体整理案のごとく筆写体で

示すべきであったという意見ももっともであるが、元来、活字字体の整理から出発したものであり、むしろ活字字体を筆写字体に近づける方向であったから、活字での形を示せば足りると考えられたのである。（これらの点については、さらに〔使用上の注意事項〕に述べられる。）

〔備考〕の第二条は次のとおりである。

- 2 この表の字体には、(一)活字に從來用いられた形をそのまま用いたもの、(二)活字として從來二種以上の形のあった中から一を採ったもの、(三)從來活字としては普通に用いられていなかったものがある。この表では、(三)のうち著しく異なったものには、從來の普通の形を下に注した。

国語審議会の総会で可決されたときの原案では、(二)の漢字には・印、(三)の漢字には*印がつけてあったが、内閣から告示された表では、これらの印が省かれた。原案は活字字体を中心におき、活字の從來の形との比較が考えられたのであるが、從來あった形というのが、活字としてはなほだ不安定なもののように思われたところから、新旧対照の法をとらず、単に標準形を掲げることになったのである。しかし、実際上は、どれが(一)であり、どれが(二)であるのか、明示されなかったために、思いがけないような点で新しい活字が生まれることにもなった。むしろ活字にこだわらずに、從來の字体整理案のように、字典体と対照させておいたほうがよかったかと思われる。ただ、この第二条にそえて、(二)の例、(三)の例がいくらかあがっている。それは、次のとおりであるが、今これに多少の例と注記を加えておくことにする。

(二)の例

効効 叙敘 姉姉 略畧 島嶋

冊冊 商商 編編 船船 満満

最初の「効叙姉」3組は、右の部分が違っている。これらの異体の間から、最も普通で、簡易な1体をとったのである。当用漢字表での131字の簡易字体の中にも、もっと著しい例として、

岳(嶽) 窃(竊) 猷(獻) 塩(鹽) 痴(癡)

などがある。さらにこの種の類例を加えると、必ずしも字画の簡易なほうが採られたものばかりではないが、次のようなものがあげられる。

凡（几） 殺（殺） 汚（汙） 回（回） 恒（恆） 亡（亡）
 恥（耻） 隸（隸） 衰（衰） 簡（簡） 糾（糾） 強（強 彊）
 鼓（鼓） 秘（祕） 刃（刃） 劍（劍 劔） 怪（恠） 象（象）
 勅（敕） 憇（憇） 婿（婿 聿） 戲（戲） 窓（窓） 携（攜 携）
 妊（妊） 嘆（歎） 詠（咏） 翻（翻） 鷄（雞） 杯（盃）
 馱（馱） 却（卻） 罰（罰） 韻（韻） 沈（沉） 煙（烟）
 糧（糧） 法（法） 紙（紙） 雜（雜） 梅（梅） 秋（穉）
 和（和） 村（村） 棄（弃） 野（野） 創（創） 逸（逸）
 從（从） 事（事）

これらの中には、その一方を採用した上で、多少点画に変更を加えたものも含まれている。また、一般普通には全く別の字と考えられているようなもの、活字としてあまり普通には見かけなかったようなものもはいつている。このほかにも、活字と限らずに歴史的に異体字を持ったものを求めれば、地名や人名の漢字として、なお多くをあげることができるであろう。

「笑咲」「着著」などは、もともと同字であったものであるが、今日では意味上ほぼ分担ができています。これは当用漢字の中で別字として互に独立している。「個箇」もほぼこの例であるが、これは、当用漢字補正案では「箇」のほうが棄てられることになっている。

「略」は部分の組み合わせ方について異体のあったもの、

峰（峯） 棋（碁） 群（羣） 概（槩） 胸（膺） 感（感）
 惑（惑） 裏（裡） 隣（鄰） 和（和）

などを同種の例として加えることができる。

「島」は前の二類に準じて考えられる。

「冊」以下の例は、点画の小部分に差異の認められる異体の中から1体をとることになったものである。そのうち「商」は、「一」の統一に従ったも

の、これは「言」およびこれを部分に持つもの以外の「一」のすべてに通ずる。この統一が「言」等に及ばなかったのは、それらが比較的多数であって、また「一」の部分について異体がなかったからである。筆写の上では、第1画に許容が認められている（〔使用上の注意事項〕(二)）。

「編」は「戸」の統一に従ったもの。「戸」およびこれを部分に持つものは、すべて第1画が「一」の形をとることになったのであるが、「編」も例外でない。「船」について「八」の形のほうをとることは、「沿鉛」についても同様である。「満」は、「艹」の下に「兩」の字を分析しうる形のほうをとったのである。

なお、「再構講購」には、より字源に近い「再構」等の異体、「殺」には、同様「殺」の異体があるが、普通に活字にも見られるものとして上の形が採用された。これらも、この(二)の類にはいるものである。

(三)の例

(1) 点画の方向の変った例

半半 兼兼 妥妥 羽羽

「半」のごとく、「ハ」が「ソ」になったものは、「判伴畔」のほか、「券」「勝騰騰」「巻圈」「幣弊」「肖削消硝鎖」「平坪評」など、「兼」のごとく「八」が「ソ」になったものは、「謙廉」のほか、「尊猶」「悦説鋭税脱閱」「僧憎贈増層」「咲朕送（新たに関）」など、「妥」のごとく「ハ」が「ツ」になったものは、「彩採菜」「鷄」「受授」「暖援緩」「浮乳」「爵」など（「愛瞬」などはもともと活字で「ツ」、また新たに「揺謡」「穩隱」「稻」「將獎」なども「ツ」）、「羽」の例は「翌習翼翁扇弱」など（これを「躍躍」に及ばさなかったことに非難があるが、この2字について別体として書道の慣用をとったのは、字画の細かい部分であり、また「翼」のごとくには羽の意味があらわでないからである）。

なお、「率」の両側の4点を「メ」に変えたのも、「兆楽」等に合わせたものであるが、またこの類の例である。「冬終寒」の「ソ」は「尽」ととも

に「ミ」とした。「戸肩編」等の「戸」の第1画は、あるものについては異体中から一つを選んだことになるが、形としては、方向に関する例である。

(2) 画の長さの変った例

告告 契契 急急

「告」は、元来「牛」であったものを「先」の上部分と同じ形にした。すなわち、たて画の末を切ったもので、「酷造」も同じである。似た例として、「周調彫週」の「丰」を「土」にした。「契」はもと「𠂔」であったのを、「青」や「麦」の上部分のようにした。「喫潔」も同様、また「害割轄憲」もこれに準ずる。「丰」を残したのは、「峰縫」および「邦」「寿」だけである。

戦前の文部省の教科書体活字について見ると、「書」は「聿」のようにたて画が下まで貫いており、「童」「量」などは、「里」のたて画が頭を出し(「量」では「一」の上まで)、「毒」の第7画は尾を下に出している。これらの教科書体からすれば、新字体は長短の変更の例になるであろうが、普通の明朝活字としては、従来も新字体の形であった。

「急」のように、もと「𠂔」であったものが「ヨ」の形になったのは、ほかに「浸侵寢」「婦掃婦」「尋」「急穩隱」「雪」、それに新たに「当」である。(「倉創」はもともと「ヨ」の形である。)しかし、「事」「妻」「君群郡」「争浄静」「唐糖」「肅」「逮隸康」「書」「建健津律筆」「兼謙廉」など、たて画がこれを貫いている形では、もとのままに中のよこ画を右へ出すことになった。それは、書写の伝統と活字としての構成との妥協点であった。

「再」「構」などには、「𠂔」「構」などの異体があった。これらについての統一も、長さに関するものである。

(3) 同じ系統の字で、又は類似の形で、小異の統一された例

扌 招 拜 招 全 今 全 今 拔 友 拔 友

月 期 朝 青 胃 月 期 朝 青 胃 起 記 起 記

「扌」はもと手部に属して、しかも左部分で特異であったのを、「招」そ

の他の左部分と同じ形に統一した。(右の示し方で、「招」は新旧ともに変化がないのに2度掲げられているが、これは、「扌」と「招」とを対せしめて、その左部分について、新体では同形、旧体では別形であることを示したのである。以下の4組の例も同じ。)

「全」はもと入部に属していたのを、「今」その他、人部の「令企」などの上部分のようにした。ほかに、「愉諭輸」も同様である。なお「入」については、「入」「込」だけが原形を残し、「内丙」も「人」の形になった。

「抜」の右部分は、「髮」の下部分とともに、もと「友」で、音を示す部分であるが、当用漢字の範囲では「友」とともに類字が少なく、音標としての役目は重くないものと認められる。

「月」以下の5字については、「月」と「期」とはもともと「朗」とともに月部である。「月」は『康熙字典』では「月」のように中の2画を右側のたて画には付けない。「明盟塑望」もまた同じである。しかるに「朝潮」は「月」のように中を2点にしている。これは「朕服」と同様、本来舟の形であるのを、字典で、部属は月部に併合しながら、形は字源を保存したのである。「舟」から出た「月」の例は、なお「勝騰騰」がある。「青」はもと「円」の形で、「静清請晴」すべて同じく、かつて一度は国定教科書でも「月」になっていたことがある。「胃」の下部分は「肉」であって、他の肉部に属するもの、およびそれに関係のあるものは、従来すべて「月」のように、中の2画が両側のたて画に接していた。これらの、字源から見て4種類になる形は、實際上、形がよく似ており、しかも微細な点が識別に重要な役割を果たしているものとも認められない。そこで、筆勢によって正誤に問題の生ずるようなことがないように、「月」の形に統一された。

なお、かような異字源の統合についての古い例を付記しておく、いわゆる「おおざと」「こざと」の二つである。字典ではこの二つをなお2部に分けてはいるが、その間の差は単に、右部分に用いられるか、左部分に用いられるかという、位置によってである。それだけの形としては、全く違いがな

いといってよい。字源からすれば、一方は「阜」、他方は「邑」であって、全く別の字であるが、唐以前に、しんにょう「辵」と同様に、著しい変化を上げて、同一形になっていた。（『五経文字』では、そのたて画の末を、とめるか、針のようにするかで区別しているが。）

「起」は『康熙字典』に「起」、しかるにその表音部分は、従来しばしば「己巳巳」三形の間で問題にされてきた形である。「当用漢字」としては、「巳」「巳」のそれぞれ単独の字形は採用されていないので、これらの形はすべて他の字の部分として現われるわけであるが、「起記」のほか、「選改配紀妃」のいずれにしても、いまこれを区別する必要は認められない。『康熙字典』では、「選」が「巳」、「妃」が「巳」であるが、すべて単独の「己」にならうことになった。そしてさらに、「包飽砲胞抱」などのもとの「巳」や「港遷卷圏」などのもとの「巳」までもこれに統合することになった。（「腕範犯危」を除く。）

これらに類似した、小異統合の例としては、なお、

「灰炭の𠂇」を「厚岸などの𠂇」に合わせて「灰炭」、

「次姿資諮のニ」,「盗のシ」を「冷准凝のシ」に合わせて「次姿資諮盗」、

「顔産の𠂇」を「立」に合わせて「顔産」（ただし「奇」の類はもとのまま「大」）、

「肺の市（一巾）」を「市姉の市（一巾）」に合わせて「肺」、

「輸諭愉のㄩ」を「前などのリ」に合わせて、「愉諭輸」、

「闘」のかまえを「門」に合わせて「闘」、

「匹匿區などの匚」,「匠の匚」,「臣の匚」,「巨拒距の匚」をすべて「匚」に合わせて「匹匿区匠臣巨拒距」、

「普虚などの卝」を「業並、また新たに靈織顯湿などの业」に合わせて「普譜虚」、

「麻摩魔の尗」,「曆歴の秝」を「林」に合わせて「麻摩魔曆歴」（ただし、「術述の朮」は「朮」）、

「虜の𠂔」, 「勇の用」を「田」に合わせて「虜勇」,
「姫の臣」を「臣」に合わせて「姫」
などがあげられる。

「絶」の右を「色」にしたのは, 「色色」の類形を合わせたのであるが, また, 部分的に『康熙字典』における「危喚象負衡角急陷」等の「勺」と, 「魚勉色」等の「ク」と, 「兔」の「刀」, さらに「争」の「爪」を合わせた一類に属するものでもある。これに関連して, 「没」の右は, 「爻」に, 「頼瀨」の右は「頁」にそれぞれ全体の類形として合わせられた。「教」の左を, 「孝」に合わせたのもこれである。「致」の右部分は, 従来普通の活字では(教科書体も), このとおり4画のぼくじょうであるが, 字書では3画の「夂」を正字としている。それからすれば, これも異体の統合である。

「衛」にはもと「市」を「丰」にした異体があるが, 「偉緯違」に合わせて, その異体のほうをとった。字源的にはむしろ「韋」の下に「市」をだいた形がもとであって, かつては, その「丰」を略していたのを, 今はその「市」を略した形をとったことになる。すでに教科書体もこの形であった。

「舎捨」はもと「舌」であったのを「土口」にした。類形がある点からいえば, 必ずしも変更の必要はなかったかも知れないが, 筆写での由来の古い一つの習慣が用いられたのである。

(4) 一点一画が増減し, 又は画が併合したり分離したりした例

者者 黄黄 郎郎 歩歩 成成 黒黒 免免

右のうち, 「者黄郎」の3例は, 1点を減じたもの, 「歩」は1点を加えたもの, 「成黒」はもとの2画を1画に併合したもの, 「免」はもとの1画を2画に分離したものである。

「者」は, いうまでもなく「煮都諸緒暑署」に及ぶ。「黄」は「横」の場合も同様, なお, 「動謹」「難漢嘆」もこの例である。「郎」は「廊朗」に, さらに食へんの場合に及ぼされる。1画を減ずるものは, 右のほか, 「突臭戾類」など, 字の下部にあってあまり識別の役に立っていないと思われ

る「犬」の点を省いた例、「寛」「逸」「殺」の点を省いた例、「奥」の中の「ノ」を省いて「奥」とした例、「搖謠」の「缶」の「ノ」を省いて「搖謠」とした例（ただし「陶」の場合はもとのまま）、「隆」「徳聴」「穀」「徴」の「一」を省いて「隆」「徳聴」「穀」とした例などがある。「騒」では、もとの「𠂔」の2点を省いて「又」に合わせた。

1点を加えた「歩」は、「資」も同様であるが、これは「少」の字に合わせたといえることができる。同様の形は「歳」にもあったが、これは「小」に合わせて、「歳」とした。

2画を1画に併合したもののうちで、「成」は「盛誠城」に、「黒」は「黙墨」に及ぶ。「黒」のように2点を1画にしたのは、「練錬欄」の「束」を「東」にした例、「僧憎贈増層」の「曾」を「曾」にした例、「每敏繁海悔侮梅」の「母」を「母」にした例もこれである。「東」は、「ひがし」の「東」や「凍」また「陳」と統合されたわけであるが、表音の観点からは問題があり、また「欄」などは、「墨」とともに、かえって横画が込んだ難がないではない。「每」以下は、たてに並んだ2点の併合であって、かつ、すでにあった「毒」の形に統合したものであるが、この点の併合は、単独に用いられる「母」の場合には及ぼされなかった。「母」の2点は最も印象的な部分であり、「每」以下はすべて「㇇」を冠した形で、直接「母」を部分とするものではないからである。

「温」の右上の「囚」を「日」としたのも、この類の例である。似た形としては、「掲謁渴」の「亾」の部分を「ヒ」にした類がある。

「及級吸扱」の「及」は、字源的には4画のもの（『康熙字典』で又部の2画）であるが、これを「秀」の「乃」と同じ筆使いにして、その第2、第3画を1画に続けたような形にした。この形はまた、活字体として「𠂔」と同じであるが、「𠂔」もまた字典では3画に数えている。すなわち「乃」と「𠂔」と、同じような形を、従来は2画と3画とに数えわけていたのであって、「及」を3画に数えるか4画に数えるかは問題であるが、とにかく字体表で

は、「乃及」の折れた線の作り方を、同じ形に統一したのである。

草かんむりの「艹」や、「夢」「敬」「備」の上の「艹」は、従来も普通の活字では、「共」「散」などと同様に、3画のように作られていた。しかし、戦前の文部省の教科書体活字では、これらを「++」また「+」のように4画に作っていたのであって、筆写体の基準としては、画数の減じた例になる。「華」の中ほどにある「艹」も、「乗」「垂」と同じ形に、画数を減じた。「乗」「剩」はもと「乗」であった。(教科書体では、「垂」も「++」であった。古くさかのぼれば、「葬」の「艹」や「共」の「艹」も、「+」になるはずのものであった。)

また、当用漢字表の131字の簡易字体に含まれている「併」(併)「研」(研)「並」(並)もこの類である。(字源的には、「形刑型」も「研」と同じ部分を持っている。)

「差」「着」「養」は、従来の筆写では、「羊」のたて画と次の「ノ」とを結合して1画にする習慣もあった。たとえば大正8年の『漢字整理案』はその形をとっている。これは「看」「寿」などに類似の形がないわけではないが、字体表では、もとのままに2画の形とし、後の『筆順指導の手びき』では、「羊」とはちがって、「王」と同じ筆順がとられた。

もとの1画を2画に分離した「免」は、「勉晚逸」も同様で、上部分は「象」の上部分と同じく、下は「光兄」等の下と同じようになった。同様の場合は、「肺」を「肺」にしたもの、「卑碑」を「卑碑」にしたものにある。「肺」の「市」は、表音部としてはたしかにおかしいが「市姉」の類形に統合したのである。「卑」の下部分は類字がないが、上部分は「鬼」と同じ形になった。

「充」「育」「流」などの「女」は、字源的には、「一」をはさんで点と「ム」とを分けた4画にすべきものではない。字書には3画の形に作ったものもあるが、これを4画にするのも由来が古い。(『康熙字典』では「充」「流」そのものでは3画に数えているが、他の同系字はみな4画に数えている。)

「確」の右部分は、「ㄣ」と「佳」との重なった形である。これを「ㄣ」と「佳」とに分ける書き方もあるが、当用漢字としては「確」1字のことであるので、もとのままに止められた。

以上のうち、戦前の教科書体がすでに採用していたものを襲ったのは、「良食」の類、「成」の類、「併」「研」「並」の類、「免」の類、「充」「育」「流」の類である。「及」を部分に持つ字については、戦前の教科書体に、字によって3画型、4画型に見える不統一がある。

(5) 全体として書きやすくなった例

亜亞 儉儉 兎兎 昼晝

この類は、画の併合という以上に筆使いを便化したもので、全体としての印象をあまり変えずに簡略にしたもの、また草書の筆法を楷書として固定させたものがある。ここで全体というのは、1字全体でもあるが、また1字の構成部分としての、あるまとまった形についてもいう。また「書きやすく」とあるのは、全体的に見られる形に関していうのであって、この(5)の類のみが書きやすい形というのでは無論ない。したがって、他の類との間に、はっきりした境界がひかれるわけではない。

「亜」は「悪」も同様である。「悪」には古く「𪛗」の形もあるが、単独の「亜」にならうことになった。「儉」は「劍驗險檢」も同様である。「兎」は、「稻」「陷」の場合とともに、「舊」が「旧」をとったように、「白」の部分の草体を固めたのである。「昼」は、「晝」を「尽」にしたのと同じく、「聿」「辨」の草体に由来する。これらと同源の「書」は原形のまま、「晝」は別に通用した「画」をとって、「尺」の形には合わされなかった。「尽」の「𪛗」は、「皿」の最も簡略化されたものである。

この類に属するものは、すでに当用漢字表の131字の中に、数多くある。

学覚(𪛗) 挙誉(興) 劳营荣(𪛗) 仮(假) 実(實) 当(當) 円(圓)
 図(圖) 写(寫) 寿铸(壽) 売(賣) 歛観勸権(藿) 両満(兩) 届(屆)
 参(參) 浅錢残踐(𪛗) 豊(豐) 惱腦(惱) 獮(獵) 数楼(婁)

断繼(繼) 齒齡(齒) 肅(肅) 属囑(屬) 恋変蛮湾(戀) 齋剂濟(齋)
通(遞) 靈(靈) 麦(麥) 滝(瀧) 発廃(發) 潜(潛) 賛(贊)

などがそれにあたるであろう。このうち、「挙誉」の簡易化されたのは、「與」の部分であるが、「與」そのものは、字体表では(7)の例として「与」の形がとられた。

字体表で新たに加わったものには、

為偽(爲) 嬢讓釀(襄) 敵単戦禅弾獸(獸) 巢(窠) 桜(嬰) 楽菓(樂) 諭
愉輸(諭) 将奨壯莊装状寝(冝) 従縦(從) 織(鐵) 懐壞(裛) 様(樣)
搜(叟) 焼暁(堯) 乘剩(乘) 峽挟狭(夾) 帯滯(帶) 頭湿(焜)
雑粹碎醉(卒) 即節慨概郷響爵(目自) 虚戯(世) 録録(象) 縁(象)
真慎鎮(眞) 礼社祈祉祖祝神祥禍福禪(示) 撰(聿) 洩(蟲) 墨(晶)

右のうち、「諭」の類、「即」の類、「録」の類は、文部省の教科書体がすでにこれであった。

「撰洩墨」は、三重形の下二つを便化するものであるが、「品」「操」や「森」には及ばない。「區」は(8)の例で「区」となり、「疊」「蟲」は(7)の例で「疊」「虫」になる。(「澁」には「澀」の本体があるが、通俗の形をさらに簡易にしたのである。)

「囙」のごとく、変形の経路の必ずしも明らかでないものもあるが、右の大部分は、筆写の習慣としては先例があり、もしくは説明がつく。

(6) 組立の変った例

黙黙 勳勳

この両例は、ともに「里」「重」の部分にも、2点を1画にした(4)の類の変化があるのであるが、ここに掲げたのは、部分の間の変化のためである。すなわち、字の左部分にある「黑」または「熏」の下の4点が字全体の下部分として広がり、したがって、もとの右部分にあった「犬」「力」が上のほうへ幾分退縮した。右部分と左部分とが、点画構成の複雑さにおいてあまり違うので、「烈」や「照」などと同じ組み立てにして、全体の安定

がはかられたのである。「務」や「罰」などのように、古くから組み立てを変えている例もある。「点」は「點」の略体であるが、これも元来は組み立てを変えた上で「里」の部分が省略された形である。「峰」「略」などは、組み立ての上で両体あったものの一方が採用されたのである。

なお、かつての『漢字整理案』では、「護獲獲」などの「艹」,「宿」の中の「一」を、左部分の上まで広げる例があるが、字体表ではとりあげられなかった。また、往々にして「猛」や「塩」について、「盜」「盤」のように「皿」を左に延ばして書いた形を見受ける。これも一種の安定化であろうが、認められていない。「務」を「努」のような組み立てに書くこともある。「婺鷲」などもあって字源的と言えるが、「霧」の場合には応用しがたい。これも認められていない。

(7) 部分的に省略された例

応應 芸藝 県縣 量疊

これらは、1点1画を減ずるというよりも、比較的複雑な構成をもつ字体の、あるまとまった部分を省略するものである。

すでに当用漢字表の131字の中にも、

旧(舊) 処(處) 独触(蜀) 画(畫) 余(餘) 号(號) 辺(邊) 医(醫)
 声(聲) 宝(寶) 点(點) 犧(犧) 読統(賣) 圧(壓) 穩隱(憲)
 墮隨髓(育) 罍(圍) 糸(絲) 虫(蟲)

などがある。残された部分にも多少の変形のある「画」「辺」の類があり、「炉」(爐)もこれに属するものであろう。また、省かれた部分も、「圧」の「𠂔」のように画の多いもの、「随」や「隱」の「エ」,「犧」の「𠂔」のように画の比較的少ないものもある。「読統」は今「貝」の省略と見たが、「売」(賣)も無関係ではない。「賣」と「賣」は本来別字であるがよく似た形であり、すでに「読統」も文部省の教科書体で「賣」の形をとっていた。「売」の「ル」は、おそらく変化の径路としては、「貝」の「ス」が「賣」の「ル」にひかれたものであろう。ともかく結果としては、「売読統」が同

じ形を持つことになっている。

さて、「芸」については、別に香草のウンが本来この字形を持つのとさし
さわるといふ点で非難がある。しかし、当用漢字の範囲内としては問題がな
い。表外字との間で同形の衝突が起こるものとしては、「体」(ホン、粗)
「姫」(シン、つつしむ)「豊」(レイ、礼)などがあるわけであるが、そ
れらは日常ほとんど目に触れることがないといつてよいのに、「芸」(ウン)
は、芸香、芸草、芸閣、芸亭などと熟語も多く、目に触れる機会もまれでは
ないところに問題がある。「刺」(シ)を「刺」の形にして「刺」(ラツ、
はつらつ)と衝突させる案は、活字字体の協議会の案に出て、国語審議会で
採用されなかったが、「芸」(ゲイ)は現に世間で用いられているとして採
用されることになった。(中国では「藁」(ウン、あぶらな)の異体として
いる。)また、「云」が部分として用いられるのは、「雲(ウン)、曇(ドン)、
陰(イン)、魂(コン)、転(テン)、伝(デン)」これらは、まだすべて「ン」を
伴った音である点で、表音部分としての働きをもつとも言えようが、このほ
かに「会・絵」(カイ、エ)があり、また字体表ではないが一般に「職」(シ
ョク)、「簿」(ボ)などにも用いられようとしている。「芸」(ゲイ)もま
た、これらの仲間とすることができよう。

「梟」が「懸」に及んでいないのは不統一であるが、「懸」のほうがむし
ろ字画が込んでいて、「系」を省いた実例も古くは存するにかかわらず、略
体をとらなかつたのは、「系」を省いた形が、活字設計上で「点」などのよ
うに安定させがたく、かつ、「懸」が比較的使用度が低いものと考えられた
ためである。

「独触」の虫を「濁」に及ぼさなかつたのも、難点の一つとされる。それ
は幾分、「昼尽」の「尺」を「書」の場合に及ぼさなかつたに似ている。

「書」や「濁」に関しては、字源の系統よりも、字体の不変更ということに
重みがかけられたのである。なお、「抛」が「処」と同じ形を部分に持つ
のは、同一系統ではないのであるが、古くから、類似の字形として転用された

ものと見える。

「壘」は、従来一般に用いられていた形であるとは言えないが、「糸→糸」「蟲→虫」の類でもあり、また古く変化の固定した例として、「靄→雷」「曩→果」「彙→集」などがあるので、これに従ったのである。（「壘」の場合に「田」を一つにしては「里」と混同される可能性が多分にあるので、「撰」「洩」のほうにならった。）「蚕」（蠶）も、ほぼこれに準ずるものと見られる。

右のほか、この類にはいるべきものには、

与（與） 覽（覽） 条（條） 団（團） 価（價） 專（專）
 恵穂（恵） 蔵臈（藏） 擊（擊）

などがある。右のうち、「專」は、「博縛簿簿」の右部分と、単に1点の有無で分けられる。その間の誤解は起こらないと思われるが、点の有無が字体の正誤を決する唯一の手がかりになるとすると、少し窮屈に過ぎる観がある。

なお、「弍」は「貳」の「貝」を略した形と見ることができる。実は古い形に「弍」の「ニ」を「二」に替えたものがあるのであるが、今の「弍」は、「武」の「止」を「二」に替えた形で、最初に1画を加えている。この形は、昭和12年の『漢字字体整理案』に出ている以前には、字書の類には見えないようであるが、「貳」の形とともに、江戸時代からの実用字体であった。ここでは起源を論ずるのが目的ではないが、銀行その他、金額を表記する必要がある方面では、「貳」「貳」「弍」を、略し方の段階として、ある程度使い分けていたらしきものもあることを付記しておく。

(8) 部分的に別の形に変わった例

広廣 転轉

「弁」や「万」のように、1字全体の形として簡易な別の形を採用したものは、この(三)の8項目の中には入れられないようであるが、実際の例としてはあるのであるから、ここに合わせてあげておく。すなわち、

万（萬） 台（臺） 弁（辨辯瓣） 体（體）

「万」は古字、これは「勵」（勵）にも及ぼされた。「台」「弁」は同音字の転用である。「体」は、へんとつくりとの两部分が相伴って変わっているが、これも慣用の久しい略体字である。

1字を構成するあるまとまった部分が、字源的にはほとんど関係のない、別の形で置き換えられるようになったのが、「広」「転」の類である。「黄」は、「广」の中にある時に「ム」に置き換えられた。「拡鉞」もこれである。つくり用に用いられた「專」が「云」で置き換えられた。「転」のほかに「伝」がこれである。

「広」の場合は、多分、同じ「ひろし」の訓のある「弘」や「宏」の「ム」と関係づけられるものであろう。比較的近年の考案らしい。「ム」はまた、「佛拂」の「弗」に代わったが、「沸」や「費」の場合には及ぼされない。「沸」の場合は、従来「ム」を用いる慣習が普通にはなかったと認められたからである。「費」も同様であるが、同時に「食」は「員」の別体として存したからでもある。「私」は「公」とともにもともと「ム」であって、「ム」には音符の性格を認めることができない。

「云」は、「会絵」で「晉」の部分に代わった。近来は、「職」ひいて「織」の「戠」の部分、「簿」の「專」の部分に代えて用いられるが、字体表では「働」の部分略「仂」とともに、まだ認められるに至らなかった。

「メ」は、「區」において「品」に代わり、「氣」において「米」に代わった。「対」では「埜」が「ㄨ」になった。これはもと「ヌ」にしたものに装飾が加わったのであろうが、新しいものではない。

「壹」の「豆」が「ヒ」に代わられ（おそらく「尽」の場合のような省筆形「ㄨ」からの転化であろう。）「歸」の「隹」は「リ」に、「黨」の「黑」は「ル」に、「鷄」の「奚」は「夫」に代わられた。「臨」「監」などの「臣」も、筆写の習慣では「リ」に略されるが、それは採用されていない。

上は、比較的単純の、符号的な形に置き換えられたものである。

礼（禮）、乱辞（亂辭）、称（稱）、献（獻）、遲（遲）等は、上のものほどには

簡単でないが、由来の古い別体である。「礼」は「万」と同様、古字である。

発麿(發), 関(關), 携(攜)や、また、顯湿(焜), 変恋変蛮湾(緜)などは、ある部分について簡略化したもので、前の(5)の例にも入れられるであろう。

庁(廳), 担胆(擔膽), 窃(竊), 鉄(鐵), 痴(癡) これらは、同音の別字で部分を替えたものである。「鉄」の「失」は、単独ではシツであるが、「迭」にはテツの音がある。「庁」の「丁」は「聽」に代わったものであるが、もちろん単独の「聽」には及ぼされない。「窃」「痴」等の形は、従来普通の活字にもあって、さきに(2)の例にもあげた。

「沢沢釈釈抉」の「尺」は、すべて「畢」に代わるものである。「釈」以外の字にシヤクの音はないが、元来「釋迦」等を「尺迦」等と略記した習慣に始まって、これらの同系に広く及んだのである。(ただし、当用漢字以外の字では、必ずしもこの略体を要しなかったらしく見える。)

「証」は「證」と、「浜」は「濱」と、本来は別音別義の別字である。しかし、これらが従来、略字正字の関係をもつようになっていたについては、音の観点があるものと考えられる。そして「浜」の場合は、意味上にも関係がつけられないものでない。(中国では「ウ」の下に「兵」があって、単独の「賓」もこれであるが、日本では「賓」には及ばない。)

「證」と同じ部分をもっていたものに、「燈澄」がある。その「燈」は、後の当用漢字補正案で「灯」の形をとることにした。「証」「灯」「澄」と、もと表音部として同じ「登」を持っていたものが、すべて別の形をとることになっているのは、従来略書の習慣が、そのように別々に固定していたからである。(これは中国でも同様である。)'澄'が旧形を維持しているのは、「沸」「濁」と同じ事情と考えてよい。

まえがきの〔使用上の注意事項〕

『当用漢字字体表』の「まえがき」には、〔備考〕のほかに、2か条の〔使

用上の注意事項]がある。一は、活字字体に適用するための注意、二は、筆写のかい書に適用するための注意である。

1. この表の字体は、活字字体のもとになる形であるから、これをみんなよう体・ゴシック体その他に適用するものとする。

「活字字体のもとになる形」については、さきに[備考]の第一条について述べたとおりである。ここに「活字字体のもとになる形であるから」とあるのは、「……もとになる形で示したものであるから」とありたかったところである。すなわち、活字の明朝体、清朝体、宋朝体、ゴシック体などの各種書体に共通して現われるべき字体の骨格を、太さに変化のない線で示したものであるから、各種の書体は、この示された形に、約束によって系統的な肉づけその他の変更を加えることで、実現するものと考えらるべきことを述べたものである。たとえば、横の線は細く、たての線は太くし、横の線の末（右端）や、右下がりにはらう線の始め（左上端）には筆押えとよぶ一種の装飾部をつけるなど、詳しくはもっと細かに述べなければなるまいが、大よそ上のように手を加えることによって、明朝体の形が成立する。同様に、たて横の線を同じような太さにし、かつ右はらい、左はらいの画についても、太さの変化がないようにしたときにゴシック体が成立する。両者の間では、その骨格において、異なる点があるべきではないとするのである。

なお、右の明朝体の筆押えは、字体表の上には、しんにょうの場合を除いて、示されていない。これはその筆押えが、書体としての一種の装飾と考えられたからであって、必ずしも明朝体の筆押えを廃止する意味ではなかったが、字体表制定の後、明朝体の活字の、特に右はらいの画の左上端における筆押えを取り除いたものが現われてきた。筆押えは、筆写の毛筆による場合の筆使いの習慣から出たものであるが、硬筆の場合には模倣しがたい部分であって、活字を楷書の標準とする際に、しばしば問題にされてきたものである。この装飾は、活字設計者の自由にまかせてもよいと考えるが、また楷書にあわせてすべて取り除くのも一つの考え方である。それが、活字としての

形を不安定にしないかぎりは、なくてもいっこうにさしつかえないものだからである。

ただ、字体表でのしんにょうの場合の例外的な示し方は、やはり問題であろう。しんにょうのほかにも「芝」や「乏」の「之」の第3画の始めについて、字体表に筆押えの形が明らかではないので、特別な字形が新たに成立したかのように受け取られてもいる。しかし字体表審議の過程では、「乏」「芝」については旧体を改めることは問題にならなかったのもあって、明朝体にとっての新体が期待されたのではない。新体と受け取られるのには、字体表の示し方があいまいであったため、ことに問題を生ずべき点についての細かな注意が示されなかったためである。（もし明らかに筆押えの形を除いたのであったらば、第3画は第2画の末から発するか、第3画の始めのほうを第2画よりも長く出すように示すべきであったろう。）しんにょうの場合には、筆押えがあることは明らかである。この筆押えも、除いてしまったほうがはっきりするはずであるが、活字としてのつりあいの上からは、その部分の形を簡素にするくふうができなかったのである。もしこの筆押えの部分を変えていたならば、恐らく「乏」「芝」の場合以上に活字設計に問題を起こしていたことであろうと思われる。

2. この表の字体は、これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。そのおもな例は、次の通りである。

活字の場合には、普通、正方形の面積の中に、じゅうぶんな広がりをもって点画が配置されなければならない。そのために手で書くときとは多少ちがったつりあいのとり方をする必要がある。どのように、筆写の形と活字の形とを一致させようとしたにしても、結局ある程度は、約束によって互いに交換すべき相違点が残ることは、やむを得ない。字体に示された形を、そのまま筆写の手本にしようとするとき、すべて真四角に書かなければならない

とまでは考えないにしても、なお従来の筆写の習慣などから、いくらかの変更を認めておかなければならない。そこで、この注意事項は、横画は右肩上がりにしてもよいというような、また線の太さは自由だというような点については、自明のこととして触れず、大きく次の6項にわたって問題点を示したのである。

(1) 長短に関する例

雨雨 商商 戸戸 無無

「雨」の第1画は、筆写では通例、下の「冂」の横画よりも短い、活字では従来むしろ長い。「商」の第2画についても同様である。「雨」については従来の活字の形を改めないことにして、筆写への不拘束を示した。「商」は、もと第1画が普通は短い横画であったのを、「一」（けいさんかんむり）のように改めることにしたのであるが、その際の第2画は、「雨」と同様に従来の活字の習慣を保存したのである。「戸」もまた、多くの場合、第1画が「ノ」の形であったのを改めたのであるが、活字としてのつりあい上、じゅうぶんな長さをとることにした。「無」の場合は、横画が三つあるうち、第2が活字では往々第3より長いくらいに見え、字体表も第2を長くしているが、筆写ではむしろ第3を長くするのが普通である。これも、筆写と活字とのつりあいのとり方の違いとして認めなければならない点である。

上のほか同様なのは、「司同豆畠」などの類の「一」と「口」との関係や、「而百頁面市再丙両西𠂔吏更東車妻甫」などの類の「一」と「冂」との関係である。「天」の第1, 2画, 「壬」の第2, 4画の関係もそれに準じて考えられる。その他では、活字と筆写とがつりあいを異にすると、とりたてて言うべきものはないであろう。ただ、言うまでもないが、長短を交換してはならないものとして、「末末」「土土」の場合がある。しかし、これらも他の字の部分にはいったときには、さして問題とするに当たらないものがあるともいえる。たとえば「妹」の場合、「吉」や「志」の場合など。文部省活字では「志」の「土」の部分は「土」のように書かれていた。「周」の中の

「土」などは、横画の長短を論ずるには及ばないほどのものである。

なお、「当」などの「ヨ」の部分について、中の一の左端を上下の一の左端よりも左へ出すようにした活字設計もあるが、これは筆写の際には、自然かたかなの「ヨ」のように、中のが短くなるもので、字体表もそのような形をとっている。

(2) 方向に関する例

風風 比比 仰仰 言言言 ネネ 主主
系系 年年

「風」「比」「仰」の三字は「ノ」を「一」のように書いてさしつかえないという例である。これらは、当時の文部省活字（小学校用の国語の国定教科書に使われていた活字）に「一」の形がとられていたのである。「比」は「巷尼死北化能疑」などの「ヒ」や「考」にも及ぼされるであろう。「仰」の「匚」は文部省活字の形であるが、これを「留柳印興段」や「丘」「氏」などに及ぼすのは、誤りとすべきではなからうが、しいて及ぼす必要もない。

「系」の「ノ」は「風」の「ノ」と同様と考えられる。「添橋笑」などもそうであるが、同じ「ノ」だからといって、「千託禾壬手毛延乏妥」などに及ぼすのは問題である。ことに「千」の場合は、全く「干」と同形になってしまうからである。逆にまた「呈奏」などの場合、もとの「壬天」が字体表で、「王天」になったが、これは筆写の場合も「ノ」を用いないことになる。

「言」「ネ」「主」は、第1画の方向を問題にする。「言」は従来の活字の形を改めないものであるが、筆写では、けいさん冠のようにも書き、また斜めの点のようにも書く。ここでは両様の筆写の習慣を認めているのであるが、後の教科書体の活字は、「ネネ」の場合とあわせて、斜めの点のほうに統一されることになった。字体表の「ネ」は、元来「示」であったものを筆写の際の習慣を採用し、かつ、ころもへん「初」の第1画のかたちにならったものである。しかし、ころもへんにしても、筆写では第1画を斜めの点に

するのが普通で、これをけいさん冠式の形に強制するのは無理である。そしてこれは、他のけいさん冠式の字（「高立六方文広字」など）を筆写する場合も同様である。

「主」の第1画は、字体表で斜めの点になっているが、これは従来、けいさん冠式の活字もあったのを、「青」の上部分などとの別を明らかにするようにしたものである。しかし筆写ではけいさん冠式にすることを誤りとはしないようにしたのである。

糸へんの「小」の部分については、従来筆写では左から3点を併列する書き方が行なわれている。当用漢字表制定後、ある字に限って筆写の3点併列の形をとった活字が用いられたことがあったが、字体表では、一般の糸へんの字の旧体をそのままにすることにし、同時に筆写の習慣を認めたのである。「年」の場合も、旧体をそのままとして、筆写の際、第4画を斜めの点にすることを認めたのであるが、さらに、これを文部省活字のように、短い横画としても、誤りとすべきではなからうと思う。

上のほか、方向に関するものとして、竹冠の第6画、「均」のつくりの第3画、「飛」の右側の4点、「監」の「冫」の下の一、「羽」の右の2点なども、この項にあげられていてよかったであろう。竹冠「𦏧」の第6画は、活字では第3画と全く同じように作られている。字体表はその習慣をそのまま変更しなかったのであるが、筆写としては、第3画が左から内側へ向かうのに対して、第6画が右から内側へ向かうのが、従来習慣であり、かつ最も自然な書き方である。後に初等中等教育局長が、教科書体活字の形について通達を出している（314ページ参照）が、それでは、教科書体活字にこの筆写の習慣のほうをとることを指示している。

「均」のつくりのかまえの中は、字体表では「二」の第2画を右へはねあげた形なのであるが、活字としても、「二」なのか「ㄥ」なのかと字体表示し方に疑いが持たれたこともある。局長通達では、「ㄥ」のほうを採用して、楷書への適用について解釈を一定にした。これは、「次」「冷」などの

二水や、「羽」などの中のの両点と同じ形にするものである。「次」の左部分は元来「二」の下をはねあげたのであるが、字体表で二水に統合された。

「飛」は、字体表で「く」の形、文部省活字では「二」の形で、筆写としてはその差をとかく言うべきほどでもない。「監」の場合も、筆写では、「一」もあり「丶」もあり「ノ」もあったもので、文部省活字は「ケ」であったが、いずれも許されるべきものであろう。

「羽」には、文部省活字がとっていた「羽」の形がある。これは筆写の形のつりあいからきたものであって、これに対して字体表では、左右とも「ン」であることがむしろ非難されたほどである。しかし普通の活字としては、「々」の場合と同様、左右同形のほうが整うと認められた。「羽」の旧体にもどるよりも、筆写としては「羽」を認めるべきである。

(3) 曲直に関する例

了了 手手 空空

「了」や「手」のたて画が活字で湾曲していないことに気づいていない人も多いが、また児童生徒の中には、活字の形に従ってたてを全くの直線に書くものもある。筆写としては文部省活字のように湾曲させるのが普通であろう。これは、「子承」などの類に及ぶが、「予矛」には必ずしも及ばない。局長通達は、「子」「手」をあげて湾曲した形を指示している。「空」の「ル」は、「穴」を除いた穴冠の字や「窓」に及ぼすことができる。「窓」などは、「総」との関係があって、本来「ハ」にすべきところであったかも知れないが、穴冠への引かれやすさが考慮されたのである。「ル」としてなお、「匹陸陵」などがある。「陸陵」の類は、原案は「ハ」にしていたのを、旧体を改めないことにしたものであって、筆写としては当然「空」の例にならってよいものと思われる。(「ル」については(5)の項に再びふれる。)

(4) つけるかはなすかに関する例

又又 文文 月月 果果

「又」は、第1画と第2画とのはじめの部分が接触した形をとったのに対

して、接触させない形を許容するものである。これは元来離れたものであって、文部省活字もそうであったし、また従来の活字体で、接触させながらも第2画のはじめに筆押えの装飾をつけていたのは、それが第1画から離れたものであることを示していたといってもよい。「文」は、ほぼ「又」と同じ事情であるが、文部省活字では、第2画の「一」に接するように第3、4画を書いていた。字体表の形は、つくか離れるか微妙な点にこだわらないために、完全に接触した形をとったものであって、離して書いても誤りとすべきではない。

「月」は、第3、4画が第1、2画の二つのたて画に接触するように示されている。これはもと肉部の月だけの形であったのが、「つき」や「ふね」や「青」にも及ぼされたのであることは、先に示されているとおりであるが、字源主義的な区別を立てずに、肉の場合にも、横画をたて画に接触させないでもよい。

これと同様に、「日」「目」「見」「貝」などの類も、中の横画を左右のたて画に、必ずしもつけないでよい。（文部省活字はつけた形、康熙字典はつけない形である。）これらは、多分、左のたて画にはつけやすいが、右のたて画につけることはややむずかしいのである。文部省活字では、「周」の類でも、中の横画が左右についているが、普通の活字では両方とも離れている。字体表は活字の形を襲ったのであるから、これを左右につけることを許容してもよいはずであるが、その必要もないようなものである。

「周」について言えば、文部省活字では「周」のほか、「用」の類、「巴」の類、「匹」の類、「尸」の類などは、みな左上の角が、たてよこ接触していないのであるが、明朝体ないし字体表では、「口」や「月」や「冂」や「厂」などの場合と同じく完全に閉じている。また、「冒」の上は、かつて「冎」が正しいとされたものである。（「帽」「最撮」も同じ。）「買賣」の「𠂔」は、「罪置」などの「𠂔」、「要」「価」の「𠂔」などとともに、もとはその最終画が、両側に接しておらず、しかも、「濁」「徳」「讀」などの

「𠂔」が閉じているのとの微妙な差が、かつては固執されてもいたのである。「酒」のつぼの中の1画は、文部省活字で壁から離れているが、字体表では両壁についている。(康熙字典では右側だけが離れている。)これらについても、筆写では、つけはなしをうるさく論じないでよいものと思われる。

「果」は、従来の活字体の形そのままであるが、筆写の習慣としては、かように字の下部にある「木」は普通に「ホ」の形で書かれていた、それを許容するものである。たとえば、「楽集案某葉棄築業新操殺」などの類である。これを楷書の際、どこまでを下部にあるものと考えてよいかには問題があるが、少なくとも上にあげた類は、「果」の系統の字とともに、「ホ」で安定した形をとりうる。

「深探」は従来の明朝体活字でも「木」であるが、文部省活字は、字源的に「ホ」の形をとっていた。「米」もほぼ同様である。(「余」「茶」は明朝体も教科書体も同じく「ホ」であって、字体表でも変更を受けていない。

「述術」は、もと「朮」であったのが「ホに点」の形になった。これらは、「果」や「米」などと反対に、「木」の形を許容してもよいものかも知れないが、またしいてその形をとりあげるにも及ばないものである。)

かような、つけはなしに関する問題は、神経質に考えれば、多くの字に、多かれ少なかれ求められる。しかしそれらは、つけたため、はなしたために、他の文字との間に誤解を生ずるといふほどのものではない。

「分」の類の「八」はかつての『漢字整理案』では、「今」の頭の「人」と同じに作られた。その書き方もかつて国定教科書に用いられもし、非常に一般化しているから、この許容の中に入れて解釈することも便利ではあるが、一方、「公」「船」の「八」があって、その2画を接合させることは何としても適当でない。それゆえ、「分」の類の字体が特に変更されたのでない限りは、「分」と書くことは許容の範囲にはないものと考えらるべきであろう。

(5) とめるかはらうか、とめるかはねるか、に関する例

奥奥 隊隊 公公 角角 骨骨

木木 来来 犇犇 糸糸

「奥」「隊」「公」の3字については、右下へ向かう斜めの画を、字体表でははらう形にしているが、これらを点の長いもののように、とめる形にしてもよいというのである。これらのとめはらいは、同じ系統の文字で、その現われる位置によって相互に融通がつく。字体表でも、「公」「奥」「隊」のように、上、下、右にはっきり独立した形で現われるものははらう形に、「林」「送」のように、左にあるもの、かこまれた形のものは、とめる形にしてある。この方針は、「迷」「迭」等に対して「返」「込」があって、じゅうぶん一貫しているとはいいがたいが、これは活字設計上の統一をはかるためであって、必ずしも筆写を束縛しないものである。

「角」「骨」は、「冂」の左のたて画の末をとめるかはらうかが問題点である。「角」では、従来の明朝活字ないし字体表が、はらう形をとるのに対して、文部省活字は、とめる形をとっていた。「周」についても同様である。これと反対に、「骨」の場合には、明朝活字ないし字体表がとめる形をとるのに対して、文部省活字は、はらう形をとっていた。「骨」だけでなく、「胃」「育」「背」「肖」「有」「青」なども同様である。もちろん、「月」「用」や「同」「通」などのように、両者一致してとめ、またははらっている例もあるのであるが、以上のような類の字については、とめはらいについての筆写の習慣が、字体表の形で拘束されることはない。

広告看板の文字では、活字体をとりながら、「円」「青」「論」などの場合に、はらった形に書いているのをしばしば見受ける。楷書としてならば、それを誤りとすべきでないと言えるが、活字体としてならば、字体表の統一にはそむくことになる。

「木」「来」「犇」「糸」の4字は、たて画の末をとめるかはねるかの問題をもつ例である。これらのたて画は、従来明朝体活字として、とめる形がとられていた。文部省活字も、牛へんを除いては、はねていなかった。しかし、これらのたて画は、手へんをはね、かつ牛へんをはねるように、はねる

のが筆勢として自然なのであって、しかも文字の意味から見て何の変化にもあずからないのであるから、これを禁止するいわれはない。字体表の形は、従来の活字体の習慣をそのまま保存したものである。

なお、字体表では、「乙」「七」「化」「己」「兄」「四」「西」「陸」「冗」等の「し」の末を、例外なしにみな上にはねているが、このはねもまた、筆写を拘束しない仲間に入れることができる。もっとも筆勢上から、はねるのが普通であり自然であるものもあるが、また小さい部分で一々はねているのは煩わしいのも多い。後の局長通達は、「七」「切」「改」3字と「酉」「空」「ル」が部分になっている漢字について、はねない形を指示している。

とめはらい、とめはねについては、別に基本点画を論ずる際に再びふれることにする。

(6) その他

北北 女女 人人 入入 命令

「北」については、左の第2画のたて画と第3画のよこ画との関係である。字体表は、明朝体活字の従来の習慣に従って、たてを長くし、第3画の末を、その下の方に接触して終わらせているが、筆写の習慣では、第3画を土へんの第3画のように、たて画の下端に接するようにしてさらに右へはねあげる。この「北」の左部分は、活字体の形では、そのまま筆写に応用すれば、「壮」の左部分に混同する恐れもないわけではなく、また筆写の普通の形では、土へんに混同する可能性もある。いずれにしても「北背」の場合にのみ見られる特別の形である。後の教科書体についての局長通達では、筆写体のほうを採用している。

画の接し方としてこれに似た例は、「水」「象」「良」などの最後の二画の関係である。これらは、筆写の習慣では、あたかも平がなの「く」にも近いと言えるほど、前の画の末端からあとの画が始まるのであるが、活字では、あとの画がずっと上から始まって、その中腹に、前の画の末を接せしめたよ

うな形をとる。これも、筆写が忠実に活字体を追う必要のない点であるが、活字体を見ていると、ともすれば筆順の転換さえ起こしかねない。字体表は活字の習慣をそのまま保存しているが、活字の設計としても、同じ部分が「遂」などのように「レ」の形で現われることもあるのであるから、もう少し筆写に近づけるくふうがあってもよいと思われる。「良」などの場合には、かつての文部省活字は、活字体の形とは反対に、楷書の「人」のように、前の画「ノ」のほうを長く延ばしていた。しかしこれは、「水」の右2画と同じ扱いとしてさしつかえないものである。

「如」は、ここにあげてあるのは女へんの場合である。活字体では、第2、3画があたかも一筆に結合して「フ」を書いたように見える。しかし筆写の習慣としては、あくまで単独の場合の「女」と同じ筆順で3画にすべきであろう。さすれば実は、第3画のよこ画は、左側の部分の最終画として、「土」「扌」「疋」などの最終画と同様に、右へはねあげる形をとるべきであろう。実際、康熙字典でも文部省活字でもそのように書いてあるが、おそらく活字設計の習慣として、3画ともに太い線を用いることになるのを避けてきたものと思われる。

なお、単独の「女」について付言すると、筆写では、第2画の「ノ」と第3画の「一」とが交わるように書かれるのが普通であるが、字体表では、第2画の頭が第3画の上に出ていない。これは筆写と活字とがそれぞれの習慣を固執しているものであって、そのいずれかを誤りとするにはおよばない。筆写でこの両画を交わらせなかったとしても、それは字体表どおりであって誤りとすべきではないとともに、交わらせたとすれば、じゅうぶんな長さを持つ第2画に第3画が交わるのは筆順上自然のことであって、その習慣は許容してしかるべきである。ただ、第2画が短すぎて、第3画がこれに交わることもできないような形は、まことに不安定なものであって、字体表の示す標準への評容の範囲は、やはり第2、3画が接するか交わるかの間にあるとすべきであろう。（交わる交わらないかについて、「才」と「財」「閉」等

も同じである。これらの「才」は、字源上、第2画と第3画が交わるのであるが、字体表では単独の場合を除いて、交わらない形で示されている。すなわち、かたかなの「オ」のような形に統一されたのである。これを筆写で「才」にするのは、誤りとすべきではないが、また、そうでなければならないのではない。なお「仄」はもと明朝体でも教科書体でも「𠂇」,「𠂈」の類は教科書体で「𠂉」のようであったが、字体表で「𠂇」,「𠂈」に統合された。しかしこれは小異の統合であって、交わらせて書くことを許容するまでの必要はないものであろう。)

「人」の字は、明朝体活字では、第1画と第2画とが最上部で接するように作られている。それは、人部の中の「今」や「令」などの場合と同様で、ただ「今」や「令」では最初から両画が広く脚を開いているだけである。しかし筆写では、特に単独の「人」の場合、右行きの第2画は左行きの第1画の中途から出るように書くのが従来習慣であり、そしてその習慣を今日も改める必要のないことを示したのがこの注意事項である。これは、活字体のほうで、活字としての設計上の必要から特別の形をとったもので、むしろ楷書としては、活字体のような形をとることは許容すべきでない、字源からも習慣からも形のつりあいからも言えるであろう。後の局長通達も、これについて教科書体に指示を与えている。「囚」「火」「欠」の第3画、第4画の関係も、同じである。

「入」の場合も「人」の場合に似ている。筆写では、第1画の「ノ」の頭に第2画の中腹が接するように第2画が右に下がるわけである。字体表や活字では、第2画の頭を、水平に折って、第1画の頭にかぶせている。この水平部は、明朝活字設計上の一つの形式である筆押えの形であるが、主としてこれによって、「入」の両画の関係（右行きの画が上）が、「人」の両画の関係（左行きの画が上）とちがっていることが示されるのである。これもまた、活字としての特別の必要によるものであって、硬筆の楷書としては、元来「入」の字は形がとりにくいものであるが、活字体の筆押えの部分をも

ねること、筆押えの角を第1画の頭にあてることは、無意味である。「込」についても同様である。

「令」は、すでに活字体についても筆写の習慣に従って「マ」の形をとる案が考えられたのであるが、字形の安定性などの点から、結局旧体が保存されたものである。したがって筆写の「マ」の形は最初から許容されるべきものとして考えられていたのである。単独の「令」のほか、「領冷鈴齡零」などみな同じである。後の局長通達では、楷書の手本としての教科書体に「マ」のほうをとることを指示している。

以上、まえがきの「使用上の注意事項」2は、活字字体としての設計上の制限または伝統から、活字と許容されるべき筆写の習慣との間に著しく違った印象を与える恐れのある例を列挙して、明朝体活字などを手本にするものが、往々にして筆写の伝統から離れてしまうことについて注意したのである。しかし一方では、活字の中にも教科書体活字（教体）があって、学習上、楷書の手本としての役目をになっている。この教科書体に当用漢字字体表の字体を適用するには、この注意事項2が関係するのであるが、そこでは楷書を必ずしも拘束しないとあるだけで、楷書としての標準がこれであると、楷書の側から厳格に規定してはいない。そこで教育上、適用解釈の不統一を避けるために、昭和33年8月、『小学校用教科書に使用される教科書体活字の字体について』という文部省初等中等教育局長の通達が、小学校用教科書発行者にあてて出されることになった。その結果、教科書印刷の方面では、教科書体活字の作り直しの必要がある程度生じたのであったが、これは必ずしも字体の変更、字体表の改訂だったのではない。そしてまた、まえがきの注意事項の注意の精神は、なお続いているのであって、筆写の際の許容範囲は考えられなければならない。たとえば、この局長通達では、「木竹」等のはねについてはふれていないが、それで、筆写の際、はねてはいけないことが確定したというわけではないのである。

初等中等教育局長通達というのは、次のようなものである。

文初教第 446 号

昭和33年 8 月21日

小学校用教科書発行者殿

文部省初等中等教育局長

内藤誉三郎

小学校用教科書に使用される教科書体活字の字体について

標記教科書体活字（写真植字を含む。）は現在、国語教科書のみでなく、広くその他の教科書にも使用されていますが、その字体は、「当用漢字字体表」に示されている趣旨に沿いつつも、発行者・印刷者によって異なり、はなはだしいものは1冊の教科書の中においてさえ異なった字体のものがあるという実情にあります。

このことは、児童の学習上大きな障害となっているため、久しい間、関係各方面から、これらの字体を統一してほしいと強く要望されてきました。

文部省においても、このことについて種々検討した結果、この字体を統一することの必要を認めますので、発行者各位においては、上記の趣旨を御了承の上、下記事項に従って、活字（の母型）および写真植字の文字板を整備されるよう協力を願います。

記

- (1) 「当用漢字別表」（昭和23年 2 月16日内閣告示第 1 号）に示されている漢字の教科書体活字の字体は、原則として「当用漢字字体表」（昭和24年 4 月28日内閣告示第 1 号）の表に示されている形による。ただし、別紙に示すものについては、ここに示す形によること。（別紙に示す形も、「当用漢字字体表」の〔使用上の注意事項〕を勘案し、選んだのである。）
- (2) 「当用漢字別表」に示されている漢字以外の当用漢字の字体も、「当

用漢字字体表」の表に示されている形によるが、別紙に示すものを参考にして、これに修正を加えることが望ましいこと。

(3) (1), (2)項は、昭和36年度用として検定申請されるものから、これを適用すること。

なお、当用漢字の明朝体・ゴシック体は、例外なく、「当用漢字字体表」の表に示されている形によることはいうまでもありません。

別紙

人入北均七切改の七字

子手令言の四字、および、これが部分となっている漢字。

丩ネネ 酉^ㄨㄨルが部分となっている漢字。

上の局長通達の別紙に示されている漢字については、

「言」の類、「ネネ」の類、については(2),

「子」の類、「手」の類については(3),

「七」「切」「改」および「酉」の類、「ㄨ」の類、「ル」の類については(5),

「人」「入」「北」および「令」の類については(8)

で、それぞれふれておいた。

問題は、しんにょうである。しんにょうは、隷書以来大いに変化した字形の一つであって、従来も筆写と活字とが大きく違っていたものであるが、字体表では、単に、従来の活字の形から一点を省いた形を示しているに止まって、筆写との関係について説明を加えることが何もなかった。楷書の従来の標準的な形が、局長通達に見られるような形であることは議論の余地がないが、説明のない字体表そのものからは、この楷書の形が出てくることはないわけである。

旧活字体の「丩」は、康熙字典などで4画に数えている。それに合わせて

みると、楷書の第2筆のゆすった部分は、旧活字の第2、3画にあたり、その結合した形と考えられる。しかし、もし新字体をもとにするならば、楷書の第2筆は新字体の第3画にあたり、その直線的な形を特別のゆすれた形に替えるということになる。裏から言えば、楷書のゆすれた形を、活字は直線にしたことになる。このように解釈するのは、(3)の曲直に関する例の一つに加えて考えるわけである。

しかし、字体表の形「ㄥ」を固執するならば、楷書では点を全く省いてゆすって書くか、または第2筆をゆすらずに、直線的に書くことにするか、いずれかである。かんたんな直線的な形のほうが好ましいように思われるが、実際のところ、字体表以後の教科書でも、かんたんな形のほうへはふみ切らずに、結局、局長通達のような、従来の習慣の形が維持されることになったのである。かように、従来の形が、見た目には相当に活字の形と異なりながら、対応づけられるとするならば、むしろ活字体のほうを旧のまま2点にしておいてもよかったかも知れない。しかしいずれにせよ、この局長通達で、教科書体としての解釈の統一がはかられたわけである。(中国の簡体字も、しんじょうの点の一つにしている。これは1956年から印刷にも筆記にも一律に用いられることに定まった略字表で見られるが、その筆記の際の実際の形については、今つまびらかにしない。)

付 記

- 1 字体の歴史に関することは、今この本では詳しく説かなかったが、先に264ページに掲げた山田忠雄氏の著書、ことにその第三表は、字体正俗をしろした諸書をさかのぼって、当用漢字字体表の字体の歴史的な当否を考える資料である。

字体の歴史については、正字書の記載のほか、実際の文章として書かれている材料からの記述、たとえば、山田氏も引かれた劉復『宋元以来俗字譜』(民国19年、1930、歴史語言研究所)のようなものがある。しかるべきであるが、日本ではまだその試みがないのは残念である。

ただ、古文献古記録解読のための手引としては、太田晶二郎『異体字一隅』（郷土研究講座第7巻，1957）の恩恵がある。

- 2 当用漢字字体表の批判については、なお次のような文献を掲げておきたい。

大岩正伸「当用漢字字体表」所感（国語と国文学，26ノ2，1949年）

林 大「当用漢字字体表について」（国語と国文学，26ノ5，1949年）

大岩正伸「当用漢字字体表についての林大氏の弁明を読む」

（国語と国文学，26ノ12，1949年）

白石光邦「漢字の整理制限並に改造について」（国語と国文学26ノ11，1949年）

日本新聞協会「新聞活字体統一に関する資料」（1959年，同協会）

- 3 教科書体活字についての文部省初等中等教育局長通達については、次の解説がある。

江守賢治「昭和36年度から使用される教科書の漢字」（総合教育技術16ノ1，3，4，5，1961年，小学館）

- 4 当用漢字字体表以前の字体簡易化について、本文にはあげなかったが、『軍用簡体字』というような試みもあった。陣中草卒の用筆のために、楷行の範囲でできるだけ字形を簡略化し、その筆法を示したものであるが、今、手元から失って、書名、著者、内容を詳しく紹介しえないのは残念である。

なお、陸地測量部は、昭和10年（1935）に『地図の注記に使用する略字制定表』を定めている。また、昭和18年（1943）の『同型類字集』では、点画の省略や、はね、おさえ等の筆法について、普通の活字体とは大分趣を異にしたものが見られる。ある程度、書道家の習慣がとりいれている点で、字体表の先例である。

- 5 筆者は、かつて文部省にあって、当用漢字字体表の制定に至るまでに

深く関係したものであるが、今その解説をなすにあたって、十分に当時の立場にもどることもできず、また純粹に客観的な立場に立つこともできなかつた。解説の記述に立場上あいまいなものがあるという批評は免れないものと自ら感じている。

字体の構成

字体の正しさをいうためには、1字の完全な構成を論ずるのは当然のことであるが、また、(1)その字体を構成する要素として、部分的な形、1字の中で小さなまとまりをなすと認められる形をとり出して、多くの字に共通し、または共通しない形を確定すること、さらに、(2)それらの部分を組み立てている点画について、どれだけの基本的な点画を認めて、どのような点画の組み合わせが用いられているかを確定することが必要であろう。

次に、字体部分と基本的な点画について述べることにする。

字体部分

文字については、1字1字というものを別々にとり出すことが比較的容易である。単語というような単位がなかなか一律には切り出せないのと違って、文字は機械的に1字1字切り離せる。ことにわれわれの漢字やかなは、1字1字がその領分として等面積を占めるものと考えられている。原稿用紙には1字1字のためのます目が切っており、また活字がどれも同じ大きさに印刷されて少しもおかしくない。そしてその等面積の上に表わされる字形は、一つ一つあるまとまりをもって構成されている。多くの文字配列の中で一字を切り離すことができるのと同時に、ある一字だけをとって見ても、それが一字であることはほぼ明らかなのである。

漢字についてその1字が、どのようなまとまった構成を持っているか。分解すればたちまち材料としての点画一つ一つに帰してしまうような、単純な